第107回定例会

南部町議会会議録

令和 4 年 3 月 2 日 開会 令和 4 年 3 月 11日 閉会

南部町議会

第107回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号(3月2日)

○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○本日の会議に付した事件 · · · · · · · · · · · · · · · · · 1
○出席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・ 2
○職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
○開会及び開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
○議会運営委員会委員長の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
○会議録署名議員の指名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
○町長所信表明及び提出議案提案理由の説明・・・・・・・・・・・ 5
○南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙・・・・・・・・・・・・ 1 1
○議案第1号から議案第16号の上程、委員会付託・・・・・・・・・・・・ 1 2
○散会の宣言 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 2 号(3月3日)
○議事日程 · · · · · · · · · 1 5
○本日の会議に付した事件 · · · · · · · · 1 5
○出席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・ 15
○職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・ 1 6
○開議の宣告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○一般質問 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 1 7

工 藤 正 孝 君
工 藤 愛 君
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
第 3 号(3月4日)
○議事日程 · · · · · · · · · · · · 2 9
○本日の会議に付した事件 · · · · · · · · 2 9
○出席議員 · · · · · · · · · 2 9
○欠席議員 · · · · · · · · 2 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・ 29
○職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0
○開議の宣告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○一般質問 · · · · · · · · 3 1
川守田 稔 君
夏 堀 嘉一郎 君 · · · · · · · · · · · · · 3 3
西 野 耕太郎 君
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 4 号(3月10日)
○議事日程 · · · · · · · 4 5
○本日の会議に付した事件 · · · · · · 4 6
○出席議員 · · · · · · · · 4 6
○欠席議員 · · · · · · · · 4 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・ 46
○職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
○報告第1号の上程、説明、質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○議案第1号から議案第16号までの委員長報告、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0
第 5 号(3月11日)	
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1
○本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 2
○出席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 2
○欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 2
○職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 2
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 8
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 3
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 4
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 6
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 7

○常任委員会報告 · · · · · · · · · · 8 8
○委員会の閉会中の継続調査及び審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 9
○日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○町長追加提出議案提案理由の説明 · · · · · · · · 9 0
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・9 5
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・9 6
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 9
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 0
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 1
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 2
○署名議員····································

令和4年3月2日(水曜日)

第107回南部町議会定例会会議録 (第1号)

第107回南部町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年3月2日(水)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長所信表明及び提出議案提案理由の説明
- 第 5 選挙第 1号 南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第 6 議案第 1号 令和4年度南部町一般会計予算
- 第 7 議案第 2号 令和4年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 8 議案第 3号 令和4年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 9 議案第 4号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 10 議案第 5号 令和4年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 11 議案第 6号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 12 議案第 7号 令和4年度南部町病院事業会計予算
- 第 13 議案第 8号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 14 議案第 9 号 令和 4 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 15 議案第 10号 令和 4 年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 16 議案第 11号 令和 4 年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 17 議案第 12号 令和 4 年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 18 議案第 13号 令和 4 年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 19 議案第 14号 令和 4 年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 20 議案第 15号 令和 4 年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 21 議案第 16号 令和 4 年度南部町名久井岳財産区特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番 工藤 愛 君 2番 松 本 啓 吾 君 保 利 堀 君 3番 久 樹 君 4番 夏 嘉一郎 5番 坂 本 典 男 君 6番 滝 田 勉 君 君 7番 西 野 耕太郎 君 8番 山 田 賢 司 憲 舘 9番 八木田 司 君 10番 中 文 雄 君 藤 正 孝 君 夏 堀 文 孝 君 11番 工 12番 畑 俊 根 勲 君 13番 沼 君 14番 市 15番 馬 場 又 彦 君 16番 川守田 稔 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤 祐 君 副 長 佐々木 俊 昭 君 直 町 総務課参事 久保田 敏 彦 君 企画財政課参事 金 野 貢 君 交流推進課長 松 原 浩 紀 君 税務課長 耕 君 下井田 住民生活課長 石 橋 史 君 福祉介護課長 戸 室 正 樹 君 健康こども課長 野 月 正 治 君 農林課参事 東 野 成 人 君 商工観光課長 北 上 隆 広 君 建設課長 松 橋 悟 君 会計管理者 藤 嶋 健 悦 君 医療センター事務長 岩 間 雅 之 君 市 場 長 馬 場 均 君 教 育 長 高 橋 力 也 君 学務課参事 中 村 貞 雄 君 社会教育課参事 佐々木 高 弘 君 農業委員会事務局長 夏 堀 勝 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 舘 崹 あつ子 班 長 小 林 京 子 総 括 主 査 坂 本 裕 昭

◎開会及び開議の宣告

○議長(夏堀文孝君) これより第107回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長(夏堀文孝君) ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

(議会運営委員会委員長 馬場又彦君 登壇)

○議会運営委員会委員長(馬場又彦君) おはようございます。

去る2月18日、議会運営委員会を開催し、第107回定例会の運営について協議をしましたので、 決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告2件、令和4年度当初予算16件、条例など7件、令和3年度補正予算9件の議案34件であります。

令和4年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し審査を付託することにしました。そのほかの案件として、常任委員会報告などがあります。

一般質問は5名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、3月2日から3月11日までの10日間としました。

なお、会期中、3月5日、6日は休日のため、7日、8日は予算特別委員会、9日は議案熟考のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 議会運営委員長の報告が終わりました。
◎会議録署名議員の指名
○議長(夏堀文孝君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番八木田憲司君、10番中舘文雄君を指名 いたします。
◎会期の決定
○議長(夏堀文孝君) 日程第2「会期の決定」を議題とします。 お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、3月2日から3月 11日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
 ○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 会期は、本日から3月11日までの10日間に決定いたしました。 お諮りします。ただいま決定されました10日間の会期中、5日、6日は休日のため、7日、8日は予算審査のため、9日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 ただいまの5日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(夏堀文孝君) 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。 なお、監査委員より、令和3年度定期監査の結果について、報告がありましたので、その写し も併せて配布しておきます。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、報告2件、令和4年度当初予算16件、条例など7件、 令和3年度補正予算9件の議案34件、ほかに常任委員会報告及び委員会の閉会中の継続調査の件 がございます。日程によりそれぞれ議題とします。

.....

◎町長所信表明及び提出議案提案理由の説明

○議長(夏堀文孝君) 日程第4「町長所信表明及び提出議案提案理由の説明」を求めます。 町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、本日招集の第107回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、定例会の開会にあたりまして、町長就任5期目の所信と提案理由の概要について、 ご説明を申し上げます。

1月に行われました南部町長選挙におきましては、議員各位並びに町民の皆様から多くのご支援とご厚情を賜りましたことに対しまして、衷心より感謝申し上げます。

引き続き5期目の町長の職を務めさせていただくこととなり、皆様から寄せられました信頼と 期待の大きさに身の引き締まる思いでありますとともに、決意を新たにしているところでもあり ます。

これまでの任期を振り返りますと、議員各位をはじめ、多くの皆様のお力添えをいただきなが

ら「何をすれば町民の皆様に喜んでいただけるのか」を常に第一に考え、お約束した公約の実現 に向けて、全力で取り組ませていただいた 4 期16年でありました。

特に、現在も継続している新型コロナウイルス感染症への対応では「今困っている人を、今すぐ支援する」という思いに議員各位のご理解をいただき、他の市町村に先駆けて、町独自の経済対策事業を展開いたしましたことには、町民の皆様からも一定の評価をいただけたものと考えているところであります。

現在のワクチンの接種状況でありますが、2回を終了した接種率は92%となってございます。 3回目の接種率でございますけれども、一昨日の2月28日現在で、65歳以上の方が67.1%、全体で42%となっております。

なお、5歳以上11歳未満のお子さんについては、現在アンケート調査を実施しております。内容は、接種を希望するか、または、希望しないか、または、疾患があるかどうか、といった調査内容であり、対象者に対して配布量が少ないものですから、調査内容によって順位を決定し、通知したいと考えております。接種の予定日は、3月15日から5歳以上の接種に入る予定でおります。

また、コロナ感染者についてでありますが、2月28日現在、県からの報告によりますとオミクロン株の発生からでありますが、31名の方々が感染者として報告を受けております。いずれも重症者はございません。以上のことをまず報告させていただきたいと思います。町としましては、今後とも円滑なワクチン接種に向けて努力を重ねてまいりたいと思っております。

「常に町民のために」、「常に町民の皆様と共に」を念頭に、町民の皆様お一人おひとりが主役である南部町のまちづくりを進めてまいりましたが、これまで実施してきた各種施策につきましては、しっかりと効果を検証し、その時々の要請に応じた品質改善を加えながら、さらに町民の皆様の満足度向上を図ることが必要であると考えております。

今回、選挙の公約に掲げさせていただきました「さらに前進」する南部町の実現のため、誠心 誠意、全力で、常に挑戦し続けてまいる覚悟であります。

また、この度の立候補にあたりまして、皆様にお約束した公約につきましては、この4年間で しっかりと成し遂げていかなければなりません。

最重要課題である人口減少対策では、転入超過を記録した2021年の人口移動報告を励みに、チェリータウン桜場に続く新たな分譲団地の整備を福地地区に計画し、子育てに優しい南部町の充実した施策との相乗効果により、若い世代の定住の確保を図ってまいります。

また、令和5年4月の開校に向けた町立小・中学校の統廃合では、全校へのエアコンの設置な

ど、児童生徒の教育環境のさらなる充実に努めてまいります。

さらに、安心して暮らせる馬淵川河川整備の促進や南部地区における町営住宅の整備、名川第 一工区のほ場整備と、それに合わせた中長期的計画である夢の大橋構想の実現などのハード面で の取り組みのほか、スピード感のある新型コロナ対策支援、ワクチン接種の推進、そして、高齢 者に優しいまちづくりとして、コミュニティバスの実質無料化につきましては、来月4月1日か ら実施することで準備を進めているところでございます。

対象者は町民になりますが、特例といたしまして県立名久井農高の生徒には、町外からの通学の方々へも、町立名久井高校と、地元の高校と、そういう意識のもとで、町外の方であっても名 農高に通学する生徒さんには、同じく町民扱いで南部地区エリア内は無料で乗車ができるという ことで進めております。

このほか、令和4年度に策定する「第二次南部町総合振興計画後期計画」には、グリーン社会の実現、デジタル・トランスフォーメーションへの取り組みや、SDGsの視点など、国内外における新たな動きを的確に取り入れるとともに、町民の皆様に喜ばれ、また、安心していただけるよう、メリハリのある事業をしっかりと展開し、計画の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、選挙後に行いました職員への訓示におきまして、就任当初から指示を続けております「あいさつの徹底」と「職員として町民の皆さんに喜んでいただける仕事をすること」について申し上げました。町民の皆様からの要望の中には、お応えすることが難しいものがあることも事実でありますが、はじめから出来ませんと言うのではなく、何とか解決することが出来ないか、出来るようにするためには何をすればいいのかということをまず考えて、要望された町民の方に寄り添うこと、その姿勢こそが、町民の皆様に喜んでいただける、信頼と期待を寄せられる職員であると思っております。

職員一人ひとりが、まずはあいさつをしっかりと、そして、先ほど申し上げました姿勢を示しながら、自覚と責任をもって職務に臨むことを期待するところであります。

そして、私もまた、町長就任当初からの町政への基本姿勢であります「町民の皆様とのキャッチボール対話」を継続し、対話の中からいただいた貴重な情報をもとに、町民の皆様のためになすべき施策を提案させていただきますので、議会における闊達な議論により磨き上げ、それを展開することにより、町民の皆様に心から幸せを実感いただける南部町を築いてまいる所存でありますので、今後とも議員各位並びに町民の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件でありますが、報告2件、令和4年度南部町一般会計及び各特別会計予算案16件、条例の制定等7件、令和3年度南部町一般会計及び各特別会計補正予算案が9件の、合わせて34件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第1号「専決処分した事項の報告について(工事請負契約の一部を変更する 契約の締結について(福地橋橋梁補修4号工事))」でありますが、請負金額を減額する変更契 約の締結について専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき報告させていただくものであ ります。

次に、報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて(南部町一般会計補正予算(第6号))」についてでありますが、ふるさと納税寄附金の増額に伴う対応経費として、歳入歳出予算の総額に2億9,117万4,000円を追加し、予算の総額を116億9,231万6,000円とすることについて専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第1号「令和4年度南部町一般会計予算」から、議案第16号「令和4年度南部町名 久井岳財産区特別会計予算」までの当初予算についてでありますが、本職からは予算の編成方針 と一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和4年度の予算編成にあたりましては、当町の財源の約四割を占める地方交付税について、 令和2年国勢調査の結果が反映され、当町の人口減少に伴う影響により減額が見込まれること や、新型コロナの影響により経済状況が不透明であることから、年間総合予算とすることなどの 例年どおりの留意事項のほか、新型コロナ対策や法改正等に伴い実施する事業を除き、新規事業 への着手や既存事業の拡充予算の計上は抑制することを求めたところであります。

また、歳出全般について、町民ニーズの的確な把握や、客観的な根拠に基づき費用対効果を踏まえた事業の優先順位付けや、取捨選択を厳格に行うことなどを求め、真に必要な施策に重点的に予算を配分し、町民の負託にお応えできる予算とすることを基本姿勢として編成を進めてまいりました。

その結果、一般会計予算の総額は112億7,000万円となり、前年度と比較しますと、ふるさと運動公園改修事業等により10億円の増額、率にして9.7%の増であります。

以上、概要のみの説明とさせていただき、各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて、企画財政課長及び担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号「南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、条例で引用している法律名等を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号「南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、 防災会議の委員に、給水行政に精通した八戸圏域水道企業団の職員を新たに追加するものであり ます。

次に、議案第19号「南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、児童扶養手当法施行令等の一部改正に伴い、条例が準用している視覚障害者の認定基準を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「南部町多目的バス運行に関する条例を廃止する条例の制定について」でありますが、令和4年4月1日から、南部町多目的バスとなんぶ里バスを統合し、道路運送法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業として南部町コミュニティバスを運行することから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第21号「財産の無償譲渡について(里バス)」でありますが、令和4年4月1日からの南部町コミュニティバスの運行に際し、安定的かつ継続的なサービスの提供を図るため、町が所有するバス車両を事業委託者に無償で譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号「町道の路線変更について」でありますが、その他町道、下夕町・長尾下線 道路改良事業の工事完了に伴い、町道の終点部を変更することについて、道路法の規定に基づき 議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号「指定管理者の指定について(名川チェリーセンター他3施設)」でありますが、令和4年3月31日に指定期間が満了する農林課所管施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、令和4年4月1日以後の指定管理者を指定するものであります。

次に、議案第24号「令和3年度南部町一般会計補正予算(第7号)」でありますが、今年度の普通交付税に追加で算入された臨時財政対策債の償還費相当額について、減債基金積立金に6,862万8,000円を、また、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な施設整備を行うため、公共施設整備基金積立金に1億5,270万1,000円をそれぞれ計上するほか、今冬の降雪量の増に伴い、道路除雪経費として5,070万円を追加するとともに、三戸地区環境整備事務組合負担金など、今年度事業費の決算見込みに基づく不用額を減額するなど、歳入歳出予算の総額から1億5,546万7,000円を減額し、予算の総額を115億3,684万9,000円とするものであります。

次に、議案第25号「令和3年度南部町学校給食センター特別会計補正予算(第2号)」でありますが、給食センターの屋上防水改修工事の完了に伴う工事請負費の減額など、歳入歳出予算の総額から99万4,000円を減額し、予算の総額を2億120万3,000円とするものであります。

次に、議案第26号「令和3年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第2号)」でありますが、会計年度任用職員の任用者数が募集人数に満たなかったことより、人件費の減額など、歳入歳出予算の総額から1,201万円を減額し、予算の総額を7,316万1,000円とするものであります。

次に、議案第27号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」でありますが、前期高齢者の増加に伴う医療給付費の増額など、歳入歳出予算の総額に7,496万8,000円を追加し、予算の総額を23億4,313万4,000円とするものであります。

次に、議案第28号「令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)」でありますが、 決算見込みに伴う介護保険給付費の減額など、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1億238 万9,000円を減額し、予算の総額を28億7,784万7,000円とするとともに、事業実績見込みに伴う介 護予防支援事業費の減額など、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から65万9,000円を 減額し、予算の総額を473万円とするものであります。

次に、議案第29号「令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」でありますが、事業費確定に伴う後期高齢者医療広域連合に対する保険基盤安定負担金の減額など、歳入歳出予算の総額から651万7,000円を減額し、予算の総額を2億5,588万2,000円とするものであります。

次に、議案第30号「令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)」でありますが、資本 的収入予算における財源の組み替えを行うものであり、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第31号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」でありますが、下水道建設事業費の確定に伴う工事請負費の減額など、歳入歳出予算の総額から、1,887万2,000円を減額し、予算の総額を4億329万6,000円とするものであります。

次に、議案第32号「令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」でありますが、県道を占用している下水管渠の移設工事の延期に伴う工事請負費の減額など、歳入歳出予算の総額から3,576万7,000円を減額し、予算の総額を2億2,819万3,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明い

たしますので、慎重審議の上、何卒原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「令和4年度南部町一般会計補正予算(第1号)」、「南部町副町長の選任」、「南部町教育委員会教育長の任命」、「南部町教育委員会委員の任命」、「南部町農業委員会委員の任命」、「人権擁護委員の候補者の推薦」についての案件を追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長	(夏堀文孝君)	町長所信表明及び提出議案提案理由の説明が終わりました。	

◎南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長(夏堀文孝君) 日程第5、選挙第1号「南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」 を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議長が指名することに決定いたしました。ここで、会議資料配布のため、暫時休憩します。

(午前10時30分)

.....

(午前10時31分)

○議長(夏堀文孝君) ただいま配布いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

選挙管理委員会委員には、佐々木登志雄君、藤田克弘君、松井吉男君、柳町靖彦君、以上の方 を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました、佐々木登志雄君、藤田克弘君、松井吉男君、柳町靖彦君、以上の 方が南部町選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員会委員補充員には、第1順位 夏堀徳八志君、第2順位 稲葉勇君、第3順位 和田 進君、第4順位 荒谷真人君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました、第1順位 夏堀徳八志君、第2順位 稲葉勇君、第3順位 和田進君、 第4順位 荒谷真人君、以上の方が順序のとおり、南部町選挙管理委員会委員補充員に当選されま した。

◎議案第1号から議案第16号の上程、委員会付託

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。

日程第6、議案第1号から、日程第21、議案第16号までの令和4年度南部町各会計予算16件を、会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第16号までを一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題といたしました議案16件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第16号までの議案16件については、予算特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定いたしました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、 委員会で互選することになっております。委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会 をこの席から口頭をもって招集します。

本日、本会議終了後、この議場において開催しますのでご了承願います。

◎散会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月3日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時43分)

令和4年3月3日(木曜日)

第107回南部町議会定例会会議録 (第2号)

第107回南部町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月3日(木)午前10時開議

第 1 一般質問

11番 工 藤 正 孝

- 1. 現在、町が所有する町有地の活用法について
- 2. 南部地区の町営住宅の今後の進捗状況について

1番 工 藤 愛

1. 学校統合後の放課後児童クラブについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	工	藤		愛	君	2番	松	本	啓	吾	君
3番	久	保	利	樹	君	4番	夏	堀	嘉一	一郎	君
5番	坂	本	典	男	君	6番	滝	田		勉	君
7番	西	野	耕力	大郎	君	8番	Щ	田	賢	司	君
9番	八才	ド田	憲	司	君	10番	中	舘	文	雄	君
11番	工	藤	正	孝	君	12番	夏	堀	文	孝	君
13番	沼	畑	俊	_	君	14番	根	市		勲	君
15番	馬	場	又	彦	君	16番]][=	宇田		稔	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

 交流推進課長 松原 浩 紀 君 税務課長 下井田 耕 一 君 住民生活課長 石 橋 史 君 福祉介護課長 戸 室 正 樹 君 健康こども課長 月 正 治 君 農林課参事 野 成 君 野 東 人 商工観光課長 北 上 隆 広 君 建設課長 松 橋 悟 君 会計管理者 藤 嶋 健 悦 君 医療センター事務長 岩間 雅 之 君 市場 長 馬 場 均 君 高 橋 力 也 君 教 育 長 学務課参事 中 村 雄 君 社会教育課参事 佐々木 高 弘 君 貞 農業委員会事務局長 夏 堀 勝 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 舘崎あつ子 班 長 小林京子

総 括 主 査 坂 本 裕 昭

◎開議の宣告

○議長(夏堀文孝君) ただいまから、第107回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(夏堀文孝君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようお願い申し上げます。

これより通告順に従って順次発言を許します。

11番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

(11番 工藤正孝君 登壇)

○11番(工藤正孝君) おはようございます。

初めに、工藤町長におかれましては、1月に行われました選挙にて5期目の当選、誠におめでとうございます。無投票当選での再選を果たされた経緯を分析してみますと、過去4年在任中に成し遂げられた事業、実績が、町民に高く評価されたことは言うまでもなく、さらに5期目の手腕を期待する声が大きかったのであろうと推測いたします。今後も町政の先頭に立ち、常に町民のためのさらなる前進を期待いたします。また、南部町が今後も輝いていくためにも、町長が掲げています「行財政改革の推進」、「生活環境の整備」、「医療・福祉の充実」など、共に切磋琢磨しながら、より多くの事業の達成、実現に向かって邁進していただきますようお願いいたします。

それでは、通告しておきました2点について質問いたします。

1点目として、現在、町が所有する町有地の活用法についてであります。

現時点での町有地は、町内に何か所ほどあるのか、また、所有面積はどのくらいか、そして、 今後どのような方法で活用していこうと考えているのかをお伺いいたします。

町有地をどのように資源活用していくかは、町政において重要な課題であると考えます。不要になった用地を売却する対応は現在も行われていますが、土地自体の有効活用方法は様々あると思います。町内での発想も大事ですが、広範囲に情報公開を行い、広く民間からのアイデアを取り入れて、結果的に売却以上に副産物効果を町財政にもたらすこともあります。南部町の地理的条件を加味した土地の有効活用法の公募等を行い、広く町外や県外から民間需要喚起策とコラボレーションできれば、今まで気づかなかった魅力ある南部町が見えてくる可能性もありますし、観光資源として価値が生まれてくることも期待できます。固定観念に縛られることなく、寛大に対応していくことが、最大のメリットと考えます。

町政としても、活用方法には、議論、総論から、既に動いている具体策まであるとは思いますが、公開できる内容を教えていただきたいと思います。

2点目に入ります。

南部地区の町営住宅の今後の進捗状況を伺います。

現在、町営住宅に入居する場合の条件は決められており、町民誰もが安心して暮らしていける 環境づくりの一環として、町営住宅を利用する町民に、生活範囲の地理的条件等を考えなければ ならないと思います。今後、高齢化が加速していく状況は変わらない中、コロナに影響された社 会状況は今後も不安定さが続いていくと考えられます。だからこそ、安心した住宅環境は心のよ りどころになります。その上に、町長が掲げている、健康、医療、福祉、介護の充実を実行して いかなければならないと思います。

その中で、現在、南部地区の町営住宅の候補地として向小学校が挙げられているようですが、 あの場所は洪水時、大向地区の避難場所として確保しておかなければならない重要な場所です。 実際、洪水被害に遭った際には、5区、6区町内の自家用車、トラック、トラクター、スプレーヤーなど、60台以上も避難することができました。その避難場所がなくなるとなれば、危険区域に住む町民の心は尋常ではありません。避難場所は、そこに暮らす人々の安心・安全と、いざ起きた想定外の災害に対するセーフティーネットの準備と制度や仕組みが大事だと考えます。

また、向小学校体育館は、南部少年剣士隊の練習場として使用させていただいております。南部少年剣士隊は、何十年と続く強豪チームであり、数ある大会では県大会、東北大会、さらに全国大会に出場する常連剣士隊であります。向小学校体育館から何人もの強い子供が育まれ、成人

し、その成人たちが次の子供に剣道を伝承する、好循環サイクルなのであります。

また、洪水時に自宅が危険な場合や床上浸水のため、食事、睡眠等、ふだんの生活ができなくなった町民の一時避難場所で、体育館は広いため3密を避けられる唯一の場所であり、重要な役割も担っています。

このことを踏まえて、町営住宅に対しての対応策をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、工藤正孝議員にお答えを申し上げます。

まず、現在、町有地は何か所にどのぐらいの面積があり、今後どのように活用しようと考えているのかとのご質問でありますが、町有地には、役場庁舎、消防団屯所、公園用地など、公用または公共用に使用している行政財産と、その他の普通財産の区分があり、令和2年度決算で、病院等の特別会計を含めた行政財産は240か所、約130万平方メートルであります。普通財産については65か所、約28万平方メートルの所有となっております。

また、行政財産の中には、用途廃止のための手続を要する場合もありますが、普通財産へ移管することにより活用できると思われる土地も存在し、例えば南部地区においては、統廃合の向小学校、約1万平方メートルや、旧南部中学校跡地である平良ヶ埼城跡、約3万平方メートルなどがあります。普通財産の中には、貸出ししているもの、宅地分譲として販売しているもの、また公募により売却しているものなどがあり、令和3年度においては、チェリータウン桜場、旧杉沢児童館跡地、旧福地第4分団屯所跡地の3か所、2,650平方メートルを売却しております。また、旧麦沢小学校跡地や旧剣吉中学校跡地のような面積が広大な土地については、集会施設の建設地や宅地分譲地など、可能な限り有効活用を図っており、事業化して活用できない土地については公募による売却を進めてまいりたいと考えております。同じ町有地の中においても、活用できる用地、また活用的には不可能な用地等々もあるわけでございますけれども、できる限り活用できる用地をしっかりと確認をしながら、適切な活用方法を考えてまいりたいと考えております。

次に、南部地区の町営住宅の今後の進捗状況についてでありますが、令和3年11月29日開会の 第105回南部町議会定例会で、工藤愛議員からの、南部地区町営住宅建設用地についての一般質問 において、具体的な建設候補地を答えられる範囲で教えていただきたいとの再質問に対し、私か らは、向小学校と南部小学校が統合した後に、学校跡地となる向小学校が第一有力候補として考えてはおりますが、決定ということにはまだ至っておりませんので、できるだけ早く決定して次の作業に入っていきたいとのご答弁をさせていただいたところであります。

町営住宅の整備に当たっては、町の財政負担を少なくとの考えの下に、建設用地は民間の土地を購入するより、できるだけ既存の町有地を有効活用し、予算を抑えながらしっかりとした町営住宅を建設したいと申し上げてまいりました。工藤正孝議員の質問概要にあるように、向小学校が災害時における大向地区の避難場所となっていること、体育館が子供たちのスポーツ活動の場として利用されていること、また、馬淵川に氾濫の危険があるときは、地区住民の皆さんが車や農機具を学校敷地内に避難させていることも伺っております。これらについては、候補地を決定する上での判断材料とさせていただきたいと考えているところであります。

なお、南部地区では、向小学校以外の別の場所も候補地として選定しております。それぞれの 候補地にはメリットもあればデメリットもありますので、候補地の決定に当たっては、住民の皆 さんからご理解いただける結論を出せるよう作業を進めております。

繰り返しとなりますが、南部地区の町営住宅建て替えは、できるだけ早期の建設が必要である と認識しておりますので、今年度末に策定する南部地区町営住宅建替候補地選定基本計画に基づ き、建設用地を決定してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようによろ しくお願いを申し上げます。

○議長(夏堀文孝君) 再質問はありませんか。工藤正孝君。

○11番(工藤正孝君) 今回内容について、誠意ある答弁をいただきました。ありがとうございます。

1点目の町有地に関しましても、我々議員であっても知ることができないお話などが今後も増 えてくるかと思いますので、情報公開等をしながら、町民のためにも有効である政策が生まれて くることを期待いたしたいと思います。

また、向小学校の跡地についても、工藤愛議員の質問も私も伺っておりましたが、その中でやはり地元を代表する私、愛さんとか、同じ南部地区におります議員、沼畑議員、馬場議員とも同じ思いではあると思いますので、また、いろいろな町民の声を拾いながら、今後も議論をたくさん深めていかなければならない案件だと思いますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。現時点での考え方は、非常に分かりやすく、分かることができました。ありがとうございま

す。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) これで工藤正孝君の質問を終わります。

次に、1番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

(1番 工藤愛君 登壇)

○1番(工藤愛君) おはようございます。

それでは早速ですが、通告に従いまして、学校統合後の放課後児童クラブについて質問をいた します。

共働き家庭の増加により、放課後児童クラブを利用する子供は年々増えています。平日は3時間程度、学校休業日には一日を過ごす場であることから、子供の発達にとって重要な役割を担っていると考えます。

放課後児童クラブの役割は、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針が示すとおり、子供の最善の利益を考慮して育成支援を行い、その家庭の子育てを支援することです。放課後は、学校での学習を終え、心と体を解放する絶好の時間です。子供が自ら行きたいと思えるような児童クラブかどうか、このことが当町子育て支援策の大きな土台の一つであるとの思いから、以下の質問をいたします。

まず、子供が自発的に、自由に外遊びできる環境についてです。現代の子供たちは、外遊びの時間が圧倒的に少なくなっています。これは、単にスマートフォンやゲーム機の登場だけが原因ではありません。その最も大きな原因は、車に注意を払わなくてもいい、広い安全な遊び場がないということです。子供たちは、思い切り走り回ることで心と体の健康を保てます。学校の統合により、現在徒歩通学をしている児童もバスや保護者の送迎になり、子供の体力はますます奪われてしまいます。近所の遊び友達という存在もなくなっていきます。児童クラブは、安全に走り回れる遊び空間を用意し、体力の向上や、友達との駆け引きによる社会性の構築を保障すべきと考えます。

次に、学校から児童クラブへ移動する際の安全対策についてです。統合後の小学校3か所のうち、学校敷地内に児童クラブを設置予定なのは、名川地区のみとなります。ほかの小学校については、学童までを子供だけで移動しなければいけません。特に危険なのは、南部小学校です。現在使われている場所のままでは、交通量の多い国道の横断があります。信号機、横断歩道があり

ますが、日差しで信号が見えず、大変危険です。実際、令和2年10月に、小学校1年生が青信号を横断中に事故に遭っています。安全対策として、低学年児童のみ教諭が横断の見守りをしていますが、町として、ほかにできること、やるべきことがあるのではないでしょうか。そもそも学校敷地内に児童クラブがあれば、安全対策、また先ほど申し上げた遊び空間という意味でも有効だと考えます。

そして最後に、特別な支援を要する児童(障がい児)のクラブ利用状況と、必要な場合に利用できる補助教室等についてです。統合により、学校は空き教室がほとんどない状況となります。特別な支援を要する児童にとって、静かに過ごせる環境は不可欠なものです。新入生の保護者の中には、30人規模の異年齢の児童が狭い空間で過ごすことに不安を感じ、フルタイムの就業を諦めた方がいます。保護者が安心して就労し、この地域の経済を回すことは、各家庭の所得向上と地域社会の活力という意味で非常に重要なことです。

以上のように、学校統合に当たり、子供が心身ともに健やかに過ごせる環境の整備が一層求められています。現状と今後の方針について、3つの点から伺います。

- 1点目、子供が自発的に、自由に外遊びできる環境について。
- 2点目、学校から児童クラブへ移動する際の安全対策について。
- 3点目、特別な支援を要する児童(障がい児)のクラブ利用状況と、必要な場合に利用できる 補助教室等について。

以上に対し、町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、工藤愛議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、放課後児童クラブの開設状況についてでありますが、現在は、町内の認定こども園を運営している社会福祉法人に業務委託し、町内の小学校区8か所で開設しております。小学校統合後の対応については、利用児童の保護者に実施したアンケート調査結果を踏まえ、放課後児童クラブの統合や、実施場所、移動方法などについて検討をしております。

ご質問の、子供が自発的に、自由に外遊びできる環境についてでありますが、開設している施設や隣接する認定こども園の園庭、公園などを利用し、各クラブに配置している放課後児童支援員の見守りの下、自由に外遊びできるように対応しております。天候や気温、時間帯などによっ

ては制限を設けることもありますが、児童の自主性を尊重しつつ、安全を第一に考え、一定のルールの範囲内で自由に遊べる環境に配慮しており、今後もその体制を継続してまいります。

先ほど工藤愛議員さんから、安全な遊び場がないということもご指摘がありましたが、児童クラブに限らず、今、町のほうでは進めておりますポケットパーク等々も準備、整備をしながら、ただ遊び場がないと言いますが、ないわけでは私はないと思っております、意外と、ちゃんと見てみますと。遊具がそろっていなければ遊び場とみなさないのかどうか。うちの近所の子供は、畑で近所の方、五、六人、いつも子供たちが遊んでおりますけれども。我々は、小さいときはもう山に行き遊んでいたわけであります。時代の変化とともに、きちんとした遊具があってと、そういう整備がされてきておりますけれども、そういう整備を進めながら、やはり子供たちが外でいろいろなことを遊ぶ、そういうことも、親も私はある程度進めていかなければならないのではないかなと。あっても子供たちは、保護者の方もそうだと思いますけれども、危ないからできるだけ家で家でと、家でいると遊ぶのが限られてしまってゲームに走ってしまうと、そういうことにも私は関係してくるのではないかなと思っております。

いずれにしましても、児童クラブ等々についての遊び場、安全を第一に考えながら、しっかりとした整備を進めていくことは大事なことであると思っております。

次に、学校から児童クラブへ移動する際の安全対策についてでありますが、利用する児童のほとんどが徒歩での移動でありますので、主に新入生を対象に、入学式翌日から、教職員などが徒歩で引率しながら交通安全指導を行っているほか、移動のためバスを利用している学校では、乗車中における安全指導を行っており、その後の指導も合わせると年3回程度実施しております。 今後も、児童や保護者の皆様の安全、安心のため、学校から児童クラブへ移動する際の安全対策を継続してまいりたいと思います。

続いて、特別な支援を要する児童のクラブ利用状況についてでありますが、現在は、障害者手帳を持つ児童の利用はございませんが、小学校の特別支援学級に在籍している児童は利用しております。必要な場合に利用できる補助教室等についてでありますが、現在、各クラブとも補助教室を常設しておりませんが、児童の心身の不調や行動特性などにより個別の対応が必要な場合は、他の児童から離れた場所で静養させるなど対応を行っているところでございます。特別な支援を要する児童に対しましては、障害などの種類や程度に応じた個別の対応が必要になりますので、今後も利用者のニーズに応じて対応するよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) 再質問はありませんか。工藤愛君。

○1番(工藤愛君) ご答弁ありがとうございました。

今ですね、答弁の中でお話がありました、遊び場がないわけではないということに関しましては、やはり時代が変わったんだということを強く認識していただきたいと、このように思います。交通量が昔とは全然違うんですね。皆さんスピードを出すように道路を便利につくっていますから、子供が巻き込まれる事故というのが当町でも起こっております。死亡事故も起こっております。このことを踏まえると、保護者は子供だけで道を歩かせることはできません。近くの畑に行こうとしても、子供だけで行かせることはできません。このことを念頭に置いていただいて、安全な遊び場の整備、これを進めていただきたいというふうに思っております。

それを踏まえまして、再質問させていただきます。

まずですね、児童クラブの運営基準において一応指針ということにはなっておりますが、専用 区画の面積というのが定められております。子供1人につき、おおむね1.65平方メートル以上確 保することが求められるということで、室内の環境ではありますが、このような規格があります。 これらは全て満たしておられるのかどうか、というのが1点目。

それからですね、今答弁の中で、安全の配慮の下、制限をつけた上で自由に遊びができると、外遊びができる環境があるというふうに認識をされているというご答弁でしたけれども、私の認識は違います。例えば、南部地区、南部児童クラブの園庭の状況は、南部こども園との併用になっています。園児が使う園庭を、いないのを見計らって使わせてもらっているという状況です。そうしますとですね、ほとんどの児童がほとんどの時間を室内で過ごさなければいけないと。じゃ、その室内に走り回れるようなスペースがあるのかというと、廊下がある、あとは部屋があるという程度だということです。で、部屋には網戸もないと。クーラーが1台ついているだけで、夏は本当非常に暑くて、熱中症も心配だということで、支援員の方は話されていました。そういった現状をですね、じかに見ていただいて、もっと改善を心がけていただきたいと思っております。

それからですね、交通安全に関してなんですけれども、令和2年の事故の後、学校としては見守りの強化という対策を取られたようですけれども、町として、例えば減速帯を設けなければいけないとか、何かそういう検討の場はあったのでしょうか。その中で、私が見ている限りでは、特段ですね、事故の後何か物理的に変わったというような印象は受けてはいないんですけれども、私の知らないところでそういう対策がなされていたのか、というのが2点目。

それから、3点目です。児童クラブの建設に関して、今、名川地区で今回の予算書にも計画がなされていると思います。空き教室がないということで児童クラブを新設するということで、大変いいことだと思っています。学校敷地内に設置されるということで、今私が申し上げた基準を非常に満たしているものだと思って、大変歓迎しております。ただ、心配されるのが、今後少子化がある程度進む中で、空き教室がまた出てくるのではないかという心配も議員の中からは出ております。そうしますと、建物の転用が考えられてくると思うんです、目的の転用ですね。が、出てくるかと思うんですけれども、助成金をもらって建設予定だというお話もありましたので、それに関して転用の制限ですね、最低何年間は児童クラブとして使わなければいけないとか、そういう制限があるのかどうかということを、3点目、伺わせていただきます。

以上です。

- ○議長(夏堀文孝君) 答弁を求めます。健康こども課長。
- ○健康こども課長(野月正治君) お答えします。

まず、遊び場についてでございます。おっしゃるとおりで町内8か所ございますが、南部児童クラブにつきましては、こども園の園庭を利用するということになってございます。他の地区にもございますが、決して広い場所とは言えないことになろうかと思います。それから、あと基準ですけれども、子供1人につき、おおむね1.65平方メートル以上と定められておりまして、その区画は満たしているというふうに認識しております。

あと最後の質問だと思いますが、今、施設は整備するんだけれども、将来児童がいなくなったときのことだと思われます。放課後健全育成事業を実施するための建物ということで、今回、補助事業により取得するということになりますので、年数としましては、おおむね10年経過した補助対象財産については補助目的を達成したものということになりますので、4プラス10ですので14年度をもって報告することで目的外利用ができますが、それまでは放課後健全育成事業を実施するための建物ということになります。

あと、交通安全に関してでございます。町長からも申し上げたとおり、入園した際には教員が 引率して来るということはしますが、それ以外は行っておりません。今後については、統合準備 委員会のほうで通学方法について検討されているという段階でございます。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 事故後、検討しましたかという質問。住民生活課長。

○住民生活課長(石橋一史君) ただいまご質問のありました交通安全に関してですが、令和2年の事故現場については、警察と学校と町、あとは交通安全の担当で現場の検証をしておりますけれども、その後の対策について当時の内容を今把握しておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長(夏堀文孝君) ほかに質問ありませんか。工藤愛君。

○1番(工藤愛君) 担当課からのご答弁ありがとうございます。

交通事故に対してはですね、死亡者が出てからというのでは遅いですね。検討会議、恐らく開かれたんではないかと思いますけれども、有効な対策が取られていることを望みます。まだであれば、今後も継続して協議が必要なことかと思いますので、町としての対応をぜひよろしくお願いします。

それでは次の質問に移る前に、助成金の件で、転用に10年経過したらというご答弁がありました。このことは非常にですね、明るい話題というか、新築しても10年たてば転用ができるんだと思えば、地域からもですね、今少子化で、やはり子供の問題になると、じゃあうちには関係ないねと言われるケースが結構あるんですけれども、地域の財産になるんだという、もしかしたらですけれども、そういう気持ちで取り組んでいただければ、他の地区においても十分検討の余地があるんではないかなと。現存している施設が非常に古くて、子供にとって最良とは言えない環境に置かれている場合にはですね、ぜひ建設ということも視野に入れながら検討を進めていただきたいと思います。

それでは最後の質問ですけれども、先ほどの工藤正孝議員の質問のご答弁の中で、向小学校の校舎の跡地利用についてのお話がありました。それでですね、そちらの計画の中で、向地区の学童を向小学校の敷地内で行えないのかと、跡地利用ができないのかという保護者の声もあるのですが、今の町営住宅の建設計画の中で現在の校舎建物を使える可能性があるとしたら、またはすぐに着工するとしてもですね、何年間は使用ができるのか、その間だけでもですね、よりよい環境を子供たちに与えるべきだと私は思いますが、その活用できる期間に関してお知らせください。

以上です。

○議長(夏堀文孝君) 少し通告から外れているとは思いますけれども、答弁しますか。建設課長。

○建設課長(松橋悟君) ただいまのご質問にお答えいたします。

町営住宅を担当している建設課としての立場でお答えさせていただきたいと思いますが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、向小学校の跡地となった場合については、町営住宅の建設の第一候補ということでご答弁させていただいてますけれども、まだ決定ではないということを踏まえまして、仮に建設地がそこになった場合においては、やはり、大体あそこの敷地は1~クタールほどございまして、その校舎を残したままでは、町営住宅の場としての敷地としては大変難しいかと思います。今のご質問で、学童保育の場としてその建物を利用できるかということですけれども、建設に実際に着工する前には当然取壊しは必要になるであろうと思いますが、その間であれば、使用することは可能じゃないかと考えております。

以上です。

○議長(夏堀文孝君) 企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) 町の複数の課に関連する事業になりますので、私のほうから答 弁させていただきます。

向小学校の跡地の利用につきましては、先ほど工藤正孝議員にもお答え申し上げましたように、住宅建設の候補地とはなってございますが、確実に建てるということまではまだ決定に至っておりませんので、統廃合した後の残りの校舎の活用につきましては、まだ具体的な活用方法、あるいはいつ取壊しするという具体的な時期も決定してございませんので、今後ですね、住宅の建設の方向性が決まり次第、全体的な関係課など、あと議員さん方とも協議しながら、方向性を決定していただきたいと思います。

あと1点ですね、先ほど健康こども課長の答弁の中で、補助金は10年経過すると転用できるというお答えがございましたが、当該施設につきましては起債の充当も予定してございます。地方債ですね。地方債の償還が終わるまでは原則転用はできないということでございますので、その施設の建物の規模によって地方債の償還年限が違ってまいりますので、その償還が終わるまでは転用できないということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 再質問に関しては通告から少し逸脱してますので、今後注意してください。

これで工藤愛君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。 なお、3月4日は午前10時から本会議を再開します。 本日はこれで散会します。

(午前10時43分)

令和4年3月4日(金曜日)

第107回南部町議会定例会会議録 (第3号)

第107回南部町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年3月4日(金)午前10時開議

第 1 一般質問

16番 川守田 稔

- 1. 行政文書の保管について
- 2. 不用になった事務機器等の扱いについて

4番 夏 堀 嘉一郎

1. 地域循環共生圏におけるまちづくりについて

7番 西 野 耕太郎

1. 帯状疱疹予防接種ワクチンに対する一部助成措置について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	工	藤		愛	君	2番	松	本	啓	吾	君
3番	久	保	利	樹	君	4番	夏	堀	嘉一	一郎	君
5番	坂	本	典	男	君	6番	滝	田		勉	君
7番	西	野	耕力	大郎	君	8番	Щ	田	賢	司	君
9番	八才	ド田	憲	司	君	10番	中	舘	文	雄	君
11番	エ	藤	正	孝	君	12番	夏	堀	文	孝	君
13番	沼	畑	俊	_	君	14番	根	市		勲	君
15番	馬	場	又	彦	君	16番]][=	宇田		稔	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤 祐 直 君 副 町 長 佐々木 俊 昭 君 総務課参事 久保田 敏 彦 君 企画財政課参事 金 野 貢 君 交流推進課長 紀 君 税務課長 下井田 耕 君 松 原 浩 住民生活課長 橋 史 君 福祉介護課長 戸 樹 君 石 室 正 健康こども課長 野 月 正 治 君 農林課参事 東 野 成 人 君 商工観光課長 上 広 君 建設課長 松橋 悟 君 北 隆 会計管理者 藤嶋 健 悦 君 医療センター事務長 岩間 雅 之 君 市場長 馬場 均 君 教 育 長 高 橋 力 也 君 学務課参事 中村 貞 雄 君 社会教育課参事 佐々木 高 弘 君 農業委員会事務局長 夏 堀 勝 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

 事務局長 舘崎 あつ子

 総括主査 坂本裕昭

班 長 小林京子

◎開議の宣告

○議長(夏堀文孝君) ただいまから、第107回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(夏堀文孝君) 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順に従って順次発言を許します。

16番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

(16番 川守田 稔君 登壇)

○16番(川守田稔君) 私は、2点についてお伺いしたいと思います。

1つは、行政文書の保管について質問いたします。

行政文書の保管の詳細については、南部町文書取扱規程において規則化されておるようであります。例えば、南部町文書取扱規程第32条、保存年限の基準について規定はされておりますが、重要であるものとそうでないものの判断基準について、明記された条文はないようであります。一般質問の通告においてですね、私はこの文書取扱規程を条文と思い込んでおりましたが、訓令の分類であるようであります。失礼いたしました。質問に戻ります。

文書の種類によって選別されている側面は推測できるのですけれども、重要であるもの、そうでないものの本質は、全く別な基準を持っているように考える次第であります。南部町文書取扱規程によりますと、総務課長、各課課長、各課文書取扱主任らがそれぞれを担当しておられるようでありますが、その時々担当する人物の価値観の違いによって、前職とは違った判断がされる可能性はないものなのでしょうか。私は十分にあり得ると思う次第ですが、町当局はどのようにお考えでしょうか。答弁いただきたいと思います。

また、これまで保管されてきた現存する行政文書、これから発生するであろう行政文書の全て を電子化して保存していくというお考えはございませんでしょうか。質問いたします。

2点目、不要になった事務機器等の扱いについて質問いたします。

庁舎の建て替え、小学校統合などに伴って不要となった、不要になるであろう事務機器、学校 の備品などが、相当数発生したと考えます。また、これから発生するであろうと想像できます。 これらの処理はどのように行われたのでしょうか。現存しているものであれば、また、これから 発生するものは今後どのような扱いをするのか、そのお考えを質問いたします。

答弁よろしくお願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、川守田稔議員にお答え申し上げます。

まず、最初のご質問ですが、文書管理で重要であるものとそうでないものの保存年限の判断も 含めた当町の行政文書の保管の現状、全般についてご説明を申し上げます。

当町では、南部町文書取扱規程に基づき、文書の整理、保管、廃棄等を行っているところでありますが、文書管理の責任者として、課に1人ずつ文書取扱主任を置くとともに、課長は文書事務を適正かつ円滑に処理することとしております。

また、文書管理の主管課である総務課において、毎年度末に各課で作成された文書を、その分類ごとに管理する文書管理システムに登録しております。この文書管理システムに登録する際の保存年限の設定について、担当者により違った判断がなされるのではとのご指摘でございますが、文書管理は町民の皆様の知る権利を尊重し、町の諸活動の説明責任を全うすることを目的とする情報公開請求に的確に対応するためにも、非常に重要なものであることは言うまでもありません。

文書の保存年限の設定に当たりましては、毎年度、経常的に作成された文書については、従前の例に倣い設定しているところであります。また、新たに発生した事務事業の文書については、法令に規定されているものについてはそれに従い、それ以外の文書については、先例の事務事業等を参考にしつつ、主管課長が文書管理主管課長である総務課長と協議し、決定しているところであります。主管課長1人で決めるということはございません。

次に、現存する行政文書、これから発生する行政文書の全てを電子化する考えはないかについ

てでありますが、電子化によるメリットの大きな部分は、文書の保存スペースの削減が可能であることや、検索の容易さが挙げられますが、既存文書を電子データ化する際、文書一枚一枚をスキャナーに読み取らせる手間も発生いたします。議会では、令和3年12月定例会から常任委員会報告書などを電子データ化、タブレット端末を使用することでペーパーレス化を進めているところでありますが、会議の正式記録となる議事録などは、現在も書類を原本として保管している状況にあります。

このように、一部電子化を進める事例もありますが、全ての行政文書の電子化については、単にペーパーレス化を行うということだけではなく、作成された文書が電子ファイルのまま決裁され、システム上に正確に記録、保存されるとともに、情報公開制度への適正な対応や、業務改革が可能となるようなシステムの構築が必要であると考えておりますので、電子化の先行自治体における運用状況や費用対効果などを検証してまいりたいと考えております。

次に、不要となった事務機器等の取扱いについてお答え申し上げます。

まずは、旧本庁舎の事務机や椅子等の一部は、他の公共施設での再利用や、福地支所借受者への無償貸与、町内会等への無償譲渡を行いましたが、再利用できないものは廃棄処分しております。旧南部庁舎の事務机や椅子等は、そのまま現存している状況となっており、今後予定しております旧南部庁舎の用途変更内容を考慮し、再利用方法を検討していくこととしております。

パソコンなどの情報関連機器のうち古いものにつきましては、南部町情報セキュリティーポリシーの規定に基づき、専門業者へ委託し、記録装置を物理的に破壊し、復元不可能な状態にする措置を講じた上で廃棄処分をしております。まだ使用可能なものにつきましては、故障があったときの代替機器として、また、昨今のコロナ禍におけるリモートワークや事務室分散などの対策に即時対応できるように、予備機として確保しているところでございます。

また、今後小中学校統廃合等によって、またそのような機器が出るのではないかということでございますが、そのときの機器の状況、そういう部分をしっかりと調査、確認しながら、どのような対応をしていけばいいかということを考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 再質問はありませんか。

これで川守田稔君の質問を終わります。

次に、4番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

(4番 夏堀嘉一郎君 登壇)

○4番(夏堀嘉一郎君) おはようございます。それでは質問いたします。

地域循環共生圏におけるまちづくりについてであります。

環境省は、2018年4月に、SDGsの考え方などを活用した地域循環共生圏を提唱させました。 国際的な潮流の影響で複雑化する環境、経済、社会の課題を解決させるために、農林漁村や都市、 我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想です。地域資源を生かして、自立分散型の社会を形 成することや、地域の特性に応じて補完して支え合うことで、地域の活力を最大限に発揮させよ うという考え方は、当町にも必要であると思いますが、これについて次の質問をいたします。

1つ目は、自立分散型のエネルギーシステムの取組についてであります。

八戸市には、地域循環共生圏の考えに基づいて活動しているNPO法人「循環型社会創造ネットワーク」という団体がありますが、県や市内に工場を持つ工業系企業、大学などの教育機関、金融機関と連携し、三八地域の工場などの排熱をその地域内で利用する仕組みづくりに取り組んでいるようです。その法人が作成した県内の未利用熱ポテンシャルマップには、当町の供給量が三戸郡内で一番高い数値で示されていたことから、それを介護、温泉などの施設や、需要のある事業所に活用させることが期待されますし、先立って地域に還元する仕組みづくりにも期待が寄せられます。そして、この排熱の利用によって、他分野の事業者に利益のある関係が可能になること、さらには、地域資源で再エネルギーを稼働させて、停電などの災害時の対応に充てることが可能になるなど、様々な場面で、多様性ある数多くの地域資源を地域内で循環させる可能性を秘めているのが当町であると私は考えました。

これら数々の有利性は、当町の今後の持続可能なまちづくりに必要になってくると私は思っておりますが、当町の考えを伺います。

2つ目でございます。生態系が有する防災・減災機能を活用した、災害に強いまちづくりの取 組についてであります。

海岸林が津波被害を軽減させる、サンゴ礁が高潮被害を軽減させる、湿原で洪水を遊水させる、森林が土砂の崩壊を抑制するといった、生態系の持つ機能を活用する。これらは地域循環共生圏に基づいた考え方であり、さらには地域の特性や土地利用の状況、また地域の人々のニーズに応じて、人工構造物による防災対策とも組み合わせながら、生態系を管理、保全、再生し、持続可能で安全で豊かな社会を構築させることが重要であるということであります。

昨年7月、静岡県熱海市において甚大な土砂災害が起きてしまいました。多くのメディアは、 記録的な大雨と違法な盛土が大災害を引き起こした原因であると報道しましたが、一部では過剰 な森林伐採も原因であると報道されていました。私たちもいま一度、自分たちの地域の生態系の 実情を確認して、見つめ直すことが肝心であると考えますし、そして、その生態系が有する防災・ 減災機能などの多様な機能をまちづくりに生かして、災害に強い地域コミュニティーの形成、気 候変動による自然災害の激甚化に対応することが急務であると考えていますが、当町の考えを伺 います。

3つ目でございます。任意団体「サンノへエール」の存在価値と今後の可能性についてでございますけれども、私は過去の一般質問で、やる気のある人の発掘と可能性や、オガールプロジェクトのスーパー民間人などのキーパーソンをテーマにして紹介させていただいたことがありましたけれども、このたび、そのテーマに通ずる機運を持った団体、先導者が現れてくれました。昨年の9月、三戸、南部、田子の3町の3人で、地域活性化を目的に設立された「サンノへエール」という任意団体でございます。

地域活性化は、ボランティアという概念を崩し、自立しながら地域に貢献できる事例を発信していくことができれば、地域で収益を上げて生活できる人が増え、さらには、その個々で稼げるモデルを構築させられれば、地域の活性化にもつながると考える。この地域資源を生かす事例を、メンバーで連携し、協力し合いながらつくっていくことで、持続可能なまちおこしにつなげていきたいという理念を持って活動しているようです。

知らぬ間に地域の潜在化してしまい、ほとんどの住民が気づいていない資源を掘り起こして、 地域活性化のために活動している当団体、先導者たちの存在価値は計り知れないものと思います し、何はともあれ、若者がこの地域に根差し、立ち上がってくれたことに感謝の気持ちでいっぱ いです。

当団体、先導者たちの活動は、地域資源を生かし、多様なビジネスの創出を重要視している地域循環共生圏の創造と大きく共通していることから、当町の今後のまちづくりにおける大きなポテンシャルになることに間違いないと思われますが、若者主導の団体に対する今後の可能性を含めまして、当町の考えを伺います。

最後になりました。SDGsについてでございますけれども、世界的潮流となっているSDGsに関して、当町の考え方や向き合い方、既にそれに取り組まれているのであればどのようなことをしているのかを伺います。

○議長(夏堀文孝君) 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、夏堀嘉一郎議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、自立分散型のエネルギーシステムの取組についてでありますが、国内での大規模災害等の発生を契機に、エネルギーの地産地消を実現し、自立的で持続可能な災害に強い地域分散型のエネルギーシステムとして注目されるとともに、地域における経済の好循環を創出することが記載されているところであります。

町としましては、現在導入する予定はございませんが、今後、国におけるエネルギー施策の動 向を注視してまいりたいと考えております。

次に、生態系が有する防災・減災機能を活用した災害に強いまちづくりの取組についてでありますが、激甚化や頻発化する、これまでに経験したことのない災害に対応するため、防災・減災の在り方について検証し、対策を講じていかなければならない時代となってまいりました。

水害の多い当町といたしましては、何よりも町民の皆様の安全・安心を守るため、国や県に対して馬淵川整備の要望活動を行い、その結果実施された河川整備による効果を実感しているところであります。災害を防ぐ、あるいは被害を軽減する上で、堤防等の人工物インフラと、自然が持つ水量調整や土壌浸食の抑制など、生態系を活用した防災対策は相反するものではございませんので、地域の状況に応じて組み合わせていくことで、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、任意団体「サンノへエール」の存在価値と今後の可能性についてでありますが、「サンノへエール」は三戸、南部、田子の3町の有志が、持続可能なまちおこし、仕組みづくりに取り組むため設立されたと伺ってございます。

当町にも、若い方々がNPOの団体をつくったり、そのほかにも様々な活動をする場合、私にも案内が来て、一緒に相談して話し合う時間もいただいて取り組んできておりますけれども、この「サンノへエール」さんにつきましては、町のほうにも何も接点がありませんでして、どういう事業を具体的にやりたいのか、そういうのも私どもにも伝わってきていない状況であります。新聞記事等で拝見するだけとなっておりますので、その団体が今後どういう考えでどういう活動をしたいのか、また、我々行政ともどういう連携を持ちたい考えでいるのか、そういう部分を今後お聞きする機会等があれば、それに応じてまた対応は考えてまいりたいと考えております。

次に、SDGsについてでありますが、平成27年9月の国連サミットで合意されて以来、国内においてもSDGsを活用し、地方創生を実現していこうという取組が各地でなされていることは承知しております。

町では現在、SDGsとしての特別な取組は行っておりませんが、令和4年度中に策定予定である第2次南部町総合振興計画後期基本計画に、SDGsの視点を取り入れた事業展開のほか、地域分散型エネルギーシステムや災害に強いまちづくり、民間の地域づくり団体との連携などについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 再質問はありませんか。

これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

ここて	ご10時45分まで休	憩します。		(午前10時25分)
○議長	(夏堀文孝君)	休憩前に引き続き、会議を	∵開きます。	(午前10時45分)

○議長(夏堀文孝君) 一般質問を続けます。

7番、西野耕太郎君の質問を許します。7番西野耕太郎君。

(7番 西野耕太郎君 登壇)

○7番(西野耕太郎君) 休憩に引き続き、質問させていただきます。

第107回定例会において、一般質問の機会を与えていただき感謝申し上げます。

さて、世界はコロナウイルス感染の拡大により多数の死亡者が出ており、ワクチン接種により 一日も早く元の生活ができるよう願うばかりであります。

また、このような状況の中に、ロシアがウクライナに侵攻、100万人以上が隣国のポーランドや他国に避難し、民間人2,000人以上の方が犠牲になったと報道されており、21世紀にヨーロッパにおいてこのような戦争が起きるとは誰も予想できなかったと思います。また、この侵攻は決して対岸の火事ではなく、我が国においていつ起きてもおかしくない状態にあり、島国の日本が大陸の隣国から侵攻され、国民が避難できるかと思うと空恐ろしさを感じる次第です。ロシアとウクライナが一日も早く停戦を行い、ロシアが撤退することにより平和が来ることを願い、質問に入

らせていただきます。

今回の質問は、帯状疱疹予防接種ワクチンに対する接種費用の一部助成措置についてであります。

帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気で、赤い斑点と痛みを伴い、体の 左右どちらかに帯状に生ずる病気です。神経の損傷によって帯状疱疹後、神経痛により神経の痛 みを伴うほか、いろいろな合併症を引き起こす厄介な病気で、50歳代から80歳代まで3人に1人 が、加齢やストレス等により免疫力の低下が原因で発病すると言われております。

予防対策としてワクチン接種による予防が可能でありますが、接種が任意であることと、接種 費用が高額であることから予防対策が進んでおりません。他の市町村では、既に接種費用に対し て一部助成を行っており、当町としても助成すべきと考えますが、対応についてお伺いします。

○議長(夏堀文孝君) 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、西野耕太郎議員にお答え申し上げます。

まず、町内における帯状疱疹ワクチン接種の状況についてでありますが、現在は南部町医療センターをはじめ町内の医療機関において実施しており、費用については自己負担となっております。

次に、自治体における費用助成についてでありますが、先ほど西野耕太郎議員さんからも一部 助成を行っている市町村もあるというお話がございましたが、全国1,741市町村、全国の自治体で ございますが、助成を確認できたところは10か所程度の自治体でございます。また、県内40市町 村においては、実施または実施検討している市町村はないという結果でございました。これは、 先ほど議員もおっしゃっておりました、1つは任意でまだあるということも要因になっているの ではないかなと考えております。

国では、厚生科学審議会において、帯状疱疹ワクチンの効果や安全性などがまだ議論をされているところであります。その中において、いわゆる任意ではなく定期接種、そういう状況になってきた場合、国が判断した場合に、その状況のときに町としても助成をしていくかということは、考えて検討してまいりたいと思ってございます。今、国の動向も少し注視しながら見守りたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 再質問はありませんか。

○7番(西野耕太郎君) 答弁ありがとうございました。

今回の質問は、帯状疱疹に罹患し医療機関に行った方が、私の周りを見てもたくさんの方がいたものですから、それがほとんどの方が50歳以上の方で、その方々もですね、病気に気づかず、3日以上たってからほとんどの方が医療機関に受診していると。で、その、行ってからですね、病院にかかっているわけですけれども、その後の容体が大変苦しんでいるという話を聞きましたものですから。

実は、私もかかりつけ医に通っていまして、そこにたまたま貼り紙がしてありまして、先生にですね、私のかかりつけ医の先生に予防接種について伺ったんです、帯状疱疹のですね。そうしたら、2種類のワクチンがあると、それぞれ有効期間の違いがある旨の話だったんです。で、幾らぐらいするんですかとまず最初に聞いたら、予防期間の短いワクチンで8,000円、長いワクチンだと2万円から3万円ぐらいと言われて、その先生は、まず私のところでは8,000円と2万円でできますということでした。で、今日もし私が打ちたいと言ったら打てるんですかと言ったら、大丈夫ですよということでしたので、たまたま2万円持ってませんでしたので、8,000円のワクチンを打ったんです。この8,000円はずっと効くんですかと言ったら、5年ぐらいは大丈夫ですよと、で、2万円ですと、まず長い期間効くということの話でした。私はこの話を聞いて、周りの方々が結構苦しんでいると、罹患した人たちといいますか病気になった方から聞きますと、神経に当たると夜も眠れないと、大変な苦しみがあるということでですね、私も即ワクチンを打ったんですけれども。

そこで、例えば、今町長から自治体の中で10か所くらいの、私も調べました、10か所くらいです、確かに。名古屋市がやっていましたし、あとちょっとあれですけれども、大きいところですと名古屋市が一部助成を行っていると。県内はそのとおり、40市町村どこもやっていないと。ですけれども、やっぱりこれは、国、何でもそうですけれども、国、国でなくて我々の、町長はいつも安心して暮らせるまちづくりとかとこう言っていますので、できればですね、やっぱり先駆けてその助成をしていったほうがいいのではないかなということで、この質問をしたわけですけれども。

そこで、町内、国保しか分からないのかどうか分からないんだけれども、ワクチン接種をした 方、件数が分かるのであれば教えてほしいし、それから、医療センターの皮膚科に多分受診して る方がいると思いますので、医療センターの中で分かる範囲で、どのぐらいの方が帯状疱疹で医療センターに来ているのか、まず最初にお知らせ願いたいというふうに思います。

- ○議長(夏堀文孝君) 健康こども課長。
- ○健康こども課長(野月正治君) お答えします。

私のほうからは、町内ワクチン接種の数についてお答えします。

町内医療機関ほとんどでやってございまして、6件から10件程度でございます。全体で、年間で35件程度接種しているものと思われます。

以上です。

- ○議長(夏堀文孝君) 医療センター事務長。
- ○医療センター事務長(岩間雅之君) それでは、医療センターのほうではですね、議員質問の、 帯状疱疹の患者さんの数についてお答え申し上げます。

令和元年度につきましては、75件ですね。50歳未満の方は15件、50歳以上の方は60件です。令和2年度は、50歳未満の方が18件、50歳以上の方は112件ですね、トータルで130件。令和3年度、これは令和4年2月28日までの患者の数になりますが、全体で60件、50歳未満の方は12件、50歳以上の方は48件という数になっております。1人で2回感染する方もいらっしゃるということでございますので、1人で2回感染するとカウントは2回ということでご了解いただきたいと思います。

それから、南部町医療センターで帯状疱疹のワクチン接種をされた方の人数でございます。

令和元年度につきましては2名の方、令和2年度につきましては6名、令和3年度、これは令和4年の2月9日現在でございますが、6名の方が接種をされているということでございます。

南部町医療センターでいいますと、生ワクチン、期間の短い、医療センターでの料金は税込み8,040円という金額で、1回の接種で効くという生ワクチンのほうを接種しております。先ほど議員がお話しされておりました期間が長く続くワクチン、不活化ワクチンというワクチンにつきましては、令和2年1月に承認を受けて、まだ単価が高いということだそうでございます。生ワクチンだと、リウマチのお薬をいただいている方は接種できないということでございますので、リウマチの患者さんで帯状疱疹のワクチンを打ちたいという患者さんがおりましたら、不活化ワ

クチンのほうは取り寄せて対応することはできるということでございます。 以上です。

○議長(夏堀文孝君) ほかに質問はありませんか。西野耕太郎君。

○7番(西野耕太郎君) どうもありがとうございました。

今、まず、こども課長のほうから、町内でワクチンを接種した方がまず6件ぐらいしか出ないと。それから、全体で見れば35件ぐらいしか出ないと。それから、医療センターについては、これは医療センターに行った方が実際に帯状疱疹でかかっているわけですけれども、令和元年には合わせますと60件ぐらいですか。それから、2年度で112件。それから、3年度で48件。これは医療センターだけでこのぐらいの数ですので、実際はもっと町内の方々で帯状疱疹になっている方々が結構いるということになると思うんですよ。これが多いか少ないかという判断はなかなか難しいのかもしれないんですけれども、やはり私は結構、まず数的には、例えば令和2年あたりは112件もありますので、結構な数なのかなというふうな気がしています。

医療センターの事務長が言いましたけれども、確かにそのワクチンに副作用もあるというようなこともありますので、町長も申しましたけれども、国はその動向を見ているということです。 私もその辺はちょっと調べましたけれども。

そういうことでまだまだ、何を言いたいのかと言いますと、ワクチンに対しての啓蒙がなされていないということだと思うんですよ。ですので、即、今、町長には助成措置を検討するということだとは思うんですけれども、即やってほしいということでも私はないんだけれども、ほとんどの方がですね、ワクチンで予防接種できるということを知ってないと。ですので、町長は先ほど言いましたとおり、町村でもいろいろなことに取り組んできている方ですので、この一部助成についても検討をいただきながらですね、さらには担当課、それから医療センター等においてもですね、広報等を通じて、帯状疱疹はワクチンで防げるんですよと、で、こういう方はまずちょっとあれですよというような啓蒙活動をしてですね、町民に対して周知を図ることが必要だと。が、正直言いまして、うちの議員の方々にちょっと聞きました。ワクチンでできるんだよと言ったら、知ってる方がほとんどいないと。打った方は2人だけです。私と、あと八木田議員、2人だけです。ですので、やっぱりちょっと、町民の方々が知ってない方々のほうが多い。たまたま私もですね、私の行ってるかかりつけ医のところに壁に貼ってあったから分かって、周りの人たちが苦しんでいるのを聞いたから、私も打ったんです。そうでなければ打たないんですよ。です

ので、やっぱりこれは予防するためにも、予防できるわけですので。

こども課長がたしか知っていると思いますけれども、今、平成26年以降の生まれた子供さんたちは、水ぼうそうのワクチンを接種しているはずなんです。その前の方々が、全て水ぼうそうにかかっている方ですよ。水ぼうそうにかかっている方々は、なる可能性が十分にあるということですので、この辺についてですね、もしこれからのことを検討していることがあればお知らせしていただいて、質問を終わらせたいと思います。

○議長(夏堀文孝君) 町長。

○町長(工藤祐直君) ご助言ありがとうございました。

ワクチンが効果があると、そういう部分もしっかり、また広報等でもですね、通知して周知していかなければならないと思っております。そしてまた先ほど、県内でもまだ実施、助成しているところはないという、先ほども言いましたが、やはりまだこれ自体の判断していく場合に、1つは任意かどうかという部分、そういう中で助成していくと、1つの線といいますか、そういう部分がそれぞれの町村も思っていることによって、まだ任意であるということで助成につながっていないのかなと思ってございます。

町としては、様々な接種の助成をしてございます。ですから、この帯状疱疹だけのワクチンの部分で接種ということではなくて、そのほかのワクチンの接種の助成はどこでしてもあれしてるのかと。例えば、任意で接種の場合は、やっぱりほかのワクチンも助成はしていないのがあるかどうかと。全体のワクチンの状況も、ちょっと調べてみなければならないと思っております。いずれにしても、当町、様々なワクチンの助成も、多い助成をしているはずでございます。

また、昨日たまたまNHKさんのほうで発達障害のニュースが入っていまして、半分以下の町村が発達障害の検査をしていないという中で、当町は既に実施していると。こういう部分も先駆けてやっている部分もありますので、国のほうの動向なりですね、そしてまた今、大体人数も把握できましたので、その部分は少し検討させていただいて、他の接種はどういう補助になって、まだ自己負担をいただいている、その違いは何なのかと、そういう部分もちょっと検証させていただいて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) これで西野耕太郎君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。 なお、3月10日は午前10時から本会議を再開します。 本日はこれで散会します。

(午前11時05分)

令和4年3月10日(木曜日)

第107回南部町議会定例会会議録 (第4号)

第107回南部町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年3月10日(木)午前10時開議

- 第 1 報告第 1号 専決処分した事項の報告について 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について(福地橋橋梁補修 4 号工事)
- 第 2 報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号))
- 第 3 議案第 1号 令和4年度南部町一般会計予算
- 第 4 議案第 2号 令和4年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 5 議案第 3号 令和4年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 6 議案第 4号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第 5号 令和4年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第 6号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 議案第 7号 令和4年度南部町病院事業会計予算
- 第 10 議案第 8号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 11 議案第 9 号 令和 4 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 12 議案第 10号 令和 4 年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 13 議案第 11号 令和 4 年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 14 議案第 12号 令和 4年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 15 議案第 13号 令和 4 年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 16 議案第 14号 令和 4 年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 17 議案第 15号 令和 4 年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 18 議案第 16号 令和 4 年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第 19 議案第 17号 南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 18号 南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 19号 南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定 について

第 22 議案第 20号 南部町多目的バス運行に関する条例を廃止する条例の制定について

第 23 議案第 21号 財産の無償譲渡について(里バス)

第 24 議案第 22号 町道の路線変更について

第 25 議案第 23号 指定管理者の指定について

(名川チェリーセンター他3施設)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	エ	藤		愛	君	2章	昏 松	本	啓	吾	君
3番	久	保	利	樹	君	5 律	昏 坂	本	典	男	君
6番	滝	田		勉	君	7 看	昏 西	野	耕っ	大郎	君
8番	Щ	田	賢	司	君	9 犁	昏 八:	木田	憲	司	君
10番	中	舘	文	雄	君	11看	昏 工	藤	正	孝	君
12番	夏	堀	文	孝	君	13章	昏 沼	畑	俊	_	君
14番	根	市		勲	君	15章	昏 馬	場	又	彦	君
16番]][=	宇田		稔	君						

欠席議員(1名)

4番 夏 堀 嘉一郎 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤	祐	直	君	副町	長	佐々	木	俊	昭	君
総務課参事	久保田	敏	彦	君	企画財政課参	拿事	金	野		貢	君
交流推進課長	松原	浩	紀	君	税務課	長	下井	出	耕	_	君
住民生活課長	石 橋	_	史	君	福祉介護課	長	戸	室	正	樹	君
健康こども課長	野月	正	治	君	農林課参	事	東	野	成	人	君
商工観光課長	北上	隆	広	君	建設課	長	松	橋		悟	君
会計管理者	藤嶋	健	悦	君	医療センター事	務長	岩	間	雅	之	君

市 場 長 馬 場 均 君 教 育 長 高 橋 力 也 君 学 務 課 参 事 中 村 貞 雄 君 社会教育課参事 佐々木 高 弘 君 農業委員会事務局長 夏 堀 勝 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 舘崎あつ子 班 長 小林京子

総 括 主 査 坂 本 裕 昭

.....

◎開議の宣告

○議長(夏堀文孝君) これより第107回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(夏堀文孝君) 日程第1、報告第1号「専決処分した事項の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について(福地橋橋梁補修4号工事))」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(松橋悟君) おはようございます。

では、説明をさせていただきます。

説明資料の3ページをお開き願います。

報告第1号「専決処分した事項の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について(福地橋橋梁補修4号工事))」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。専決年月日は令和4年1月13日。工事名は福地橋橋梁補修4号工事。工事場所は南部町大字苫米地地内。契約の相手方は南部町大字下名久井字前田23番地1、助川建設株式会社、代表取締役助川岩雄。

変更前の請負代金額6,906万8,023円から、請負代金の3.28%に当たる226万5,023円を減額する ものであります。

変更内容ですが、主なものとして、撤去した塗膜片の処分先である処分場の変更による処分費及び運搬費の減額であります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げるものでございますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。 これで、報告第1号を終わります。

.....

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第2、報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めること について(令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号))」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) それでは、議案書をご準備いただきまして、9ページをお開き願います。

報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。 下段、処分理由に記載のとおり、ふるさと納税寄附への対応経費について、令和3年度一般会 計予算を補正する必要が生じたため専決処分したものでございます。

10ページをお開き願います。

専決第2号、令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号)は、第1条、歳入歳出予算の総額に2億9,117万4,000円を追加し、予算総額を116億9,231万6,000円とすることについて、令和4年1月31日付で専決処分を行いました。

18、19ページをお開き願います。

歳出の補正から説明をいたします。

2款1項1目一般管理費は、ふるさと納税寄附金の増額に伴う返礼品及びその発送等に係る経費として、合わせて9,117万4,000円を追加、13目基金管理費は、増額が見込まれるふるさと納税

寄附金2億円を地域振興基金への積立金に追加したものでございます。

ページを戻って、16、17ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。

上段の10款1項1目は、寄附者への返礼品等に係る経費の財源として、普通交付税を9,117万4,000円追加、下段の17款1項1目一般寄附金は、ふるさと納税寄附金の見込額が4億円となったことから、予算計上額との差額2億円を追加したものでございます。

以上のとおり、専決処分したことについて、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- ○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 報告第2号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
- ○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 報告第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号から議案第16号までの委員長報告、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。日程第3、議案第1号から議案第16号までの令和4年度 南部町各会計予算16件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。 本案については、予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。予算特別委員長、根市勲君。

○14番(根市 勲君) おはようございます。

予算特別委員会の審査の結果のご報告をいたします。

3月2日の本会議において本委員会に審査を付託されました、議案第1号から議案第16号までの令和4年度南部町各会計予算16件につきましては、7日及び8日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第1号から議案第16号までの議案16件は、全会一致により全て原案のとおり可決としました。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 予算特別委員長の報告が終わりました。 委員長報告に対する質疑は省略し、討論を行います。討論はありませんか。 (「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号から議案第16号までの議案16件を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第16号までの議案16件は、原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第19、議案第17号「南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例

の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) それでは、説明資料をご準備いただきまして、4ページをお開き願います。

議案第17号「南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が 今年4月1日に施行されること等から、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、1点目は、条例内で引用している法律が廃止されるため、当該法律名を 存続される法律名に改めるもの。

2点目は、特定個人情報に係る情報連携を行うためのネットワークシステムの管理が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことから、条例に規定している大臣名も同様に改めるものでございます。

なお、この条例改正により、町の行う事務や行政サービスなどに影響が生じるものではございません。

条例の施行日は令和4年4月1日、ただし(2)の改正につきましては、公布の日とするものでございます。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第20、議案第18号「南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(久保田敏彦君) 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第18号「南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。 趣旨及び内容でございますが、南部町防災会議の委員につきまして、ライフラインとして重要 な飲料水や給水資器材等の給水行政に精通した委員が必要であることから、八戸圏域水道企業団 の職員を追加するため所要の改正を行うもので、施行日は令和4年4月1日であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第21、議案第19号「南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を 改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(野月正治君) 説明資料の7ページをお開きください。

議案第19号「南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について」を ご説明申し上げます。

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する 政令が令和4年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正及び整理を行うものでございま す。

内容としましては、養育する父または母の視覚障害に係る認定基準を、両眼の視力の和から、 それぞれ良いほうの目の視力に応じて適正に評価できるような認定方法に改め、視野角度の認定 方法については、広く普及している認定基準を加えるとともに、その他字句の整理を行うもので ございます。

なお、今回の改正案による受給者の増減はございません。施行日は令和4年4月1日とする案 でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第22、議案第20号「南部町多目的バス運行に関する条例を廃止する 条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) 説明資料の8ページをお開き願います。

議案第20号「南部町多目的バス運行に関する条例を廃止する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、今年4月1日から南部町多目的バスとなんぶ里バスを統合し、道路運送 法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業として町のコミュニティーバスを運行することか ら、これまでなんぶ里バスの運行の根拠としてきた当該条例が必要なくなるため、条例を廃止す るものでございます。

なお、条例廃止後におきましても、町民の移動手段を確保するため、バス運行事業者により車両や運転手を一体的に管理していただき、安定的、効率的にコミュニティーバスを運行していくこととしております。

条例の施行日は令和4年4月1日とするものでございます。 以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第23、議案第21号「財産(里バス)の無償譲渡について」を議題と します。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) 説明資料の9ページをお開き願います。

議案第21号「財産(里バス)の無償譲渡について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、議案第20号の説明で申し上げましたとおり、今年4月から南部町多目的 バスとなんぶ里バスを統合し、道路運送法第4条の一般旅客自動車運送事業として運行を行って いくことから、安定的、継続的なサービスを提供していくため、町が所有しているバス車両をバス事業者へ無償で譲渡するものでございます。

- (1)譲渡する車両は、現在、なんぶ里バスとして運行している小型3台、中型1台の合わせて4台で、次のページに譲渡する車両の写真を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。
 - (2) 譲渡の相手方でございますが、岩手県北自動車株式会社。
- (3) 譲渡の目的は、趣旨でも説明しましたとおり、安定的かつ継続的なサービスの提供を図ることを目的とするものでございます。

その目的達成のため、(4)譲渡の条件としまして、引き続き南部町のコミュニティーバスと して使用することとしております。

- (5) 譲渡する日でございますが、令和4年3月14日でございます。 以上で、説明を終わります。
- ○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(夏堀文孝君) 日程第24、議案第22号「町道の路線変更について」を議題とします。本案について説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(松橋悟君) 説明資料の11ページをお開き願います。

議案第22号、町道の路線変更についてをご説明いたします。

趣旨ですが、その他町道下夕町・長尾下線道路改良事業の工事完了に伴い、町道の終点部の位置が変更となるため、議会の議決を求めるものです。

内容ですが、変更する路線は、整理番号1609、路線名は下夕町・長尾下線、表の中のとおり終 点の位置が変わるものです。

次のページに位置図などを示しておりますので、12ページをお開き願います。

上の図面は、町道路線網図に今回変更する路線全体の位置を示したもの、下の図面は、路線の終点部分を拡大した航空写真図です。青い路線が変更前の下夕町・長尾下線で、道路改良工事により、道路の終点部が赤い矢印の位置に変わるものです。

施行日は告示の日となります。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第25、議案第23号「指定管理者の指定について(名川チェリーセンター他3施設)」を議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課参事(東野成人君) それでは、説明資料の13ページをお開き願います。

議案第23号「指定管理者の指定について(名川チェリーセンター他3施設)について」ご説明いたします。

令和4年3月31日で指定管理期間が終了する農林課所管の4施設について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間につきまして、指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者を指定する施設は、下表のとおり、名川チェリーセンターほか3施設で、指定管理者となる団体の名称等はこれまでと同様でございます。

なお、福地地区の産直施設ふくちジャックドセンターにつきましては、南部町総合交流ターミナルと一体施設として、一般社団法人南部町健康増進公社と令和6年3月31日までを期間として指定管理協定を締結しております。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀)	女孝君) 討論な	しと認めます。	これで討論	を終わります。	
議案第23号	を採決します。本	案は原案のとお	り決定する。	ことにご異議あ	りませんか。
		(「異議な)	し」の声あり)	

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第23号は原案のとおり可決されました。

.....

◎散会の宣告

○議長(夏堀文孝君) これをもちまして本日の日程は全部終了しました。 なお、3月11日は午前10時から本会議を再開します。 本日はこれで散会します。

(午前10時27分)

令和4年3月11日(金曜日)

第107回南部町議会定例会会議録 (第5号)

第107回南部町議会定例会

議事日程(第5号)

令和4年3月11日(金)午前10時開議

- 第 1 議案第 24号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 2 議案第 25号 令和3年度南部町学校給食センター特別会計補正予算(第2号)
- 第 3 議案第 26号 令和 3 年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議案第 27号 令和 3 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 5 議案第 28号 令和 3 年度南部町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6 議案第 29号 令和 3 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 7 議案第 30号 令和 3 年度南部町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 8 議案第 31号 令和 3 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 9 議案第 32号 令和 3 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 10 発委第 1号 ロシアによるウクライナへの侵略に対して抗議する決議
- 第 11 発議第 1号 水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書
- 第 12 常任委員会報告
- 第 13 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件
- 追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明
- 追加第2 議案第 33号 南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
- 追加第3 議案第34号 令和4年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 追加第4 議案第 35号 南部町副町長の選任について
- 追加第5 議案第36号 南部町教育委員会教育長の任命について
- 追加第6 議案第37号 南部町教育委員会委員の任命について
- 追加第7 議案第 38号 南部町農業委員会委員の任命について
- 追加第8 議案第 39号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	工	藤		愛	君	2番	松	本	啓	吾	君
3番	久	保	利	樹	君	4番	夏	堀	嘉一	一郎	君
5番	坂	本	典	男	君	6番	滝	田		勉	君
7番	西	野	耕力	定郎	君	8番	Щ	田	賢	司	君
9番	八才	田	憲	司	君	10番	中	舘	文	雄	君
11番	工	藤	正	孝	君	12番	夏	堀	文	孝	君
13番	沼	畑	俊	_	君	14番	根	市		勲	君
15番	馬	場	又	彦	君	16番][[宇田		稔	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤祐直君 副 町 長 佐々木 俊 昭 君 総務課参事 久保田 敏 彦 君 企画財政課参事 金 野 貢 君 交流推進課長 松原 浩 紀 君 税務課長 下井田 耕 君 住民生活課長 石 橋 史 君 福祉介護課長 戸 室 正樹 君 _ 健康こども課長 野 月 正 治 君 農林課参事 東 野 成 人 君 商工観光課長 北 上 隆 広 君 建設課長 松橋 悟 君 会計管理者 藤嶋 健 悦 君 医療センター事務長 岩間 雅 之 君 市場次長 藤原 正 利 君 教 育 長 高 橋 力 也 君 学務課参事 雄 君 中 村 貞 社会教育課参事 佐々木 高 弘 君 農業委員会事務局長 夏 堀 君 勝 徳

職務のため出席した者の職氏名

 事務局長 舘崎 あつ子 班 長 小林京子

 総括主査 坂本裕昭

◎開議の宣告

○議長(夏堀文孝君) これより第107回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時01分)

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第1、議案第24号「令和3年度南部町一般会計補正予算(第7号)」 を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) おはようございます。

それでは、議案書の41ページをお開き願います。

議案第24号「令和3年度南部町一般会計補正予算(第7号)」についてご説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額から1億5,546万7,000円を減額し、予算総額を115億3,684万9,000 円とするものでございます。

47ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。表記載の事業について、今年度中に事業が完了しない見込みであることから、合計で1億5,740万円を翌年度に繰越しし実施するものでございます。

その下、第3表、債務負担行為の補正でございます。南部町包括業務について、契約に係る手続を年度開始前に行う必要があることから債務負担行為に追加するものでございます。

下段、小企業経営改善資金利子補給金については、補助対象とする融資の期間を3年間延長するため、補正後の欄に記載のとおり変更するものでございます。

48ページをお開き願います。

第4表、地方債の補正でございます。葬祭場建設事業債及び道路橋りょう整備事業債は、事業

費の確定に伴いそれぞれ減額、学校施設整備事業債は、令和2年度に追加補正した予算を今年度 に繰越しし執行したため、令和3年度予算計上分を減額するものでございます。

64、65ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明いたします。

下段、2款1項総務管理費の3段目、6目企画費の18節負担金は、医療センターへの耳鼻科医師追加派遣に伴う連携中枢都市圏事業負担金として94万9,000円を追加するもので、財源として病院事業会計からの繰入金19万円を充当しております。

その下、7目地方創生推進費でございますが、次のページをご覧ください。今年度実施を見込んでおりました、役場新庁舎周辺のにぎわい創出を目的とした地域活性化施設建設事業について、事業への着手に至らなかったため、14節工事請負費4,500万円のほか関連する経費を減額するものでございます。

68、69ページをお開き願います。

2款1項の13目基金管理費でございますが、説明欄に記載がございますように、減債基金は令和3年度の国の補正予算により普通交付税の追加交付があり、その中に算入された臨時財政対策債の後年度償還費相当額6,862万8,000円を積立て、公共施設整備基金は、将来において公共施設等総合管理計画に基づく計画的な整備を行うため1億5,270万1,000円を積立て、地域振興基金は利子の増額見込み21万円を追加、下水道事業債元利償還基金は、今後公営企業会計へ移行した際、財務上の将来負担を軽減するための県補助金が追加となったことから17万5,000円を追加、森林環境整備基金は、森林環境譲与税の交付額のうち今年度事業へ充当した残額611万5,000円を追加するものでございます。

70、71ページをお開き願います。

下から2段目、3款1項5目障害者福祉費の19節扶助費は、説明欄記載の5行目、障害者自立支援給付費が給付対象者の増により3,619万1,000円増額するほか、他の給付費についても決算見込みにより所要額の補正を行い、財源となる国県支出金の調整も行うものでございます。

72、73ページをお開き願います。

下段、3款2項の2段目、2目保育所費の18節補助金は、町内3保育施設における感染症予防対策のための保育対策総合支援事業費150万円及び町内4こども園における保育士等の処遇改善のための臨時特例補助金210万円を追加し、財源として国庫支出金を充当するものでございます。下段、3目学童保育費は、次のページをご覧ください。上段の18節補助金に、こども園と同じ

く、町内8放課後クラブにおける保育士等の処遇改善のための臨時特例補助金54万円を追加し、

財源として国庫支出金を充当するものでございます。

76、77ページをお開き願います。

上段、4款1項の8目健康対策費の12節委託料は、新型コロナの影響と思われますが、健康診断の集団健診受診者数が減少となった一方、個別健診受診者数が増加したことから、それぞれ調整を行い、合わせて144万3,000円を追加するものでございます。

下段、4款2項の2段目、2目環境整備事務組合費は、三戸地区環境整備事務組合で今年度実施を予定していた動物炉の建設を来年度に先送りしたことなどから、4,231万2,000円を減額し、財源として発行を予定していた地方債1,000万円を減額するものでございます。

82、83ページをお開き願います。

ページの中ほど、7款1項3目観光施設費の18節補助金は、新型コロナの影響により売上げが減少しているバーデパークの指定管理者である健康増進公社に対する補助金1,453万7,000円を計上するものでございます。

84、85ページをお開き願います。

上段、8款2項1目道路橋りょう維持費の12節委託料は、除雪業務委託料に不足が見込まれることから5,070万円を追加、2目道路橋りょう新設改良費の14節工事請負費は3,500万円の減額となっておりますが、今年度の当初計上事業の事業費確定に伴う減額のほか、国の補正予算に伴う事業費の追加を行い、国庫補助金、地方債などの財源の補正も行うものでございます。

歳出の主な補正は以上でございますが、これらのほかに、事業費の確定または決算見込みに基づき不用額の補正等を行うほか、特別会計の補正に伴う繰出金の補正を行っております。

また、今般の原油価格高騰により、燃料費に不足が見込まれる各費目に所要額を計上しており、 その総額は1,513万9,000円となっております。

ページを戻って、52、53ページをお開き願います。

歳入の主なものについて説明いたします。

1款1項1目の個人町民税は、12月定例会へ提案した補正予算では約1億円の追加補正を行ったところですが、その積算に誤りがあったことから、このたび6,424万2,000円を減額するものでございます。

2段目、1款4項市町村たばこ税から、次のページの上段、7款地方消費税交付金までは、それぞれの交付見込みにより増額するものでございます。

54ページの2段目、10款地方交付税は、令和3年度普通交付税の当初算定の留保額1億2,337万9,000円と、さきの国の補正予算により1億9,036万1,000円が追加交付されたことから、合わせま

して3億1,374万円を追加するものでございます。

60、61ページをお開き願います。

3段目、18款2項基金繰入金でございますが、このたびの補正予算では、歳出において決算見込みに伴う不用額または執行残の減額補正を行ったほか、歳入において普通交付税の追加交付があったことなどにより財源に余剰が生じたため、1目財政調整基金は繰入額を7,841万2,000円減額、2目減債基金と3目公共施設整備基金は繰入れ予定額を全額繰入れ停止とするものでございます。これにより、令和3年度末における基金残高の総額は約118億円となる見込みでございます。歳入の補正では、ただいま申し上げましたもののほか、歳出の補正に伴い充当される国県支出金などの特定財源の調整も行っております。

議案第24号の説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。10番、中舘文雄君。

○10番(中舘文雄君) ページ数でいくと74、75ページに関わる、この4款の衛生費に関わるかなと思いますけれども、2月6日に、県で各市町村に対してコロナ関係対策費として4,500万円の補助金を出すということで、各市町村の計画を提出させるというような案件が載っていました。ですから、今回のこの補正予算には間に合わなかったかどうか分かりませんけれども、そういう補助金の使い道その他は町としてどのように検討されているのか、お聞きします。

- ○議長(夏堀文孝君) 企画財政課長。
- ○企画財政課参事(金野貢君) お答え申し上げます。

ただいま、県からの4,500万のおおよそという金額になりますけども、その補助金の使途はいかがかということですが、ご案内のありましたとおり、今回の補正予算には計上してございません。と申しますのは、この4,500万、県からの補助金のほかに、国からの特例交付金の留保がまだ、申し訳ございません、金額ちょっと忘れましたけども、相当の額がございますので、これらを令和4年度に繰り越して、国あるいは県からいただくことで申請をしてございますので、令和4年度になりましてから、どのような事業を行えばいいのかというのを庁内で総合的に検討しまして、6月補正、あるいは必要であれば臨時議会等を開催して、補正予算を計上して対応してまいりた

いというふうに思ってございます。
以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 中舘文雄君。

○10番(中舘文雄君) そうすれば、県の要請があった計画書の提出というのは、町とすれば当然、事務的なことでこういうふうな使い道をするというのはもう提出済みということに解釈していいんですか。

○議長(夏堀文孝君) 企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) はい、仮の事業ということでは県のほうに提出してございまして、全ては令和4年度において詳細を決定しますということで提出をしてございます。 以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) ほかに質疑ありませんか。9番、八木田憲司君。

○9番(八木田憲司君) ページ数は83ページですけども、7款1項3目の需用費、この中で燃料費が967万4,000円計上しておりますが、これはバーデハウスの燃料費でよろしいですか。そして、この追加補正したのはやっぱり燃料費の値上がりによるものなのか、その辺をちょっとお知らせいただければ。

○議長(夏堀文孝君) 商工観光課長。

○商工観光課長(北上隆広君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

燃料費につきましては、こちら増額分は全てバーデハウスの分でございまして、まずは灯油につきましては、当初2万8,700リットルを予定しておりましたけれども、今年の冬、結構冷え込みが厳しかったもので、17%ほど使用量が増えておりまして、3万3,600リットルを見込みました。

また単価のほうも、当初77円で積算してございましたけれども、価格も高騰してまいりまして、1月、2月は104円、1月は100.1円と、単価の増と使用料の増で灯油のほうが増額になっており

ます。

また、メインでございますけれども、重油でございます。こちらも使用料が16.2%ほど増となる見込みでございまして、単価も当初74円で見込んでおりましたけれども、2月の段階で82.7円、それから3月分に関しましては、一昨日、87円でお願いできないかということで納入業者から協議をいただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第2、議案第25号「令和3年度南部町学校給食センター特別会計補 正予算(第2号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課参事(中村貞雄君) それでは、議案書の97ページをお開き願います。 議案第25号「令和3年度南部町学校給食センター特別会計補正予算(第2号)」についてご説 明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億120万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出を説明いたします。

106、107ページをお開きください。

1目の給食管理費ですが、14節工事請負費ですが、284万7,000円の減とするもので、要因は屋上防水改修工事完了に伴う工事費の減額によるものでございます。

続いて、2目の給食費ですが、10節需用費ですが、185万3,000円の増とするもので、要因は新型コロナウイルス感染症の影響による学校行事等中止に伴う給食提供日数の増によるものでございます。

歳出、合わせて99万4,000円の減額となるものでございます。

続いて、歳入をご説明いたします。

104、105ページにお戻りください。

1款1項1目の給食負担金ですが、185万2,000円の増となるもので、要因は、歳出で申し上げました、学校行事等の中止に伴う給食提供日数の増によるものでございます。

続いて、2款1項1目の一般会計繰入金ですが、350万8,000円の減となるもので、4款1項1目の雑入ですが、消費税還付金の確定により66万2,000円の増となるものでございます。

歳入、合わせて99万4,000円の減額となるものでございます。

以上で、議案第25号、令和3年度学校給食センター特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第3、議案第26号「令和3年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(北上隆広君) それでは、議案第26号「令和3年度南部町農林漁業体験実習館 事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

議案書の109ページをお開きください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,201万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,316万1,000円とするものでございます。

112ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございますけれども、こちらは、議案第3号、当会計の令和4年度予算でご説明を申し上げました包括業務、当会計ではチェリウスのマイクロバス運転業務の一部を委託するものでございますが、契約に係る手続を年度開始前に行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、歳出をご説明申し上げますので、118、119ページをお開きください。

1款1項1目管理運営費の1節報酬、2節給料、3節の職員手当でございますが、当初、パート2名とフルタイム9名の体制を計画してございましたが、現在、パート1名、フルタイムの職員は7名でございますので、余剰となった人件費を整理したものでございます。

続きまして、10節需用費でございますが、今年度4月から1月までの宿泊者数は前年度とほぼ 同数の943名でございますが、令和元年度、コロナ以前でございます、と比較し約61%の減でござ います。また、宴会はコロナ以前の令和元年度比約75%の減と、依然厳しい状況が続いておりま して、これら利用客の減少に伴う光熱水費と賄材料費の不用見込額を整理したものでございます。 また、11節役務費につきましても、同様の理由により、宿泊予約サイトへの送客手数料20万 3,000円、リネン等のクリーニング代68万8,000円、計89万1,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

116、117ページをお開き願います。

1款1項1目農林漁業体験実習館使用料及び2款1項1目財産売払収入につきましては、先ほ どご説明申し上げました宿泊や宴会利用者の減少に伴いまして、使用料は637万9,000円の減、財 産売払収入は1,244万4,000円の減を見込んでいるものでございまして、3款1項1目の一般会計 繰入金を674万4,000円増額し、繰入金の総額を5,172万8,000円とするものでございます。

議案第26号の説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。9番、八木田憲司君。

○9番(八木田憲司君) ページ数は112ページですけども、包括業務の60万計上しておりますけ れども、これは、さっき職員の採用人数が2人から1人、3名ほど予定数より少ないという、採 用しても職員集まらないみたいなことを前に伺いましたけども、その人員不足の解消のためにこ の業務委託をしたのか、そして、この60万という予算の中でどの程度、委託の内容ですね、業務 内容をどういう形で委託になっていくのか、そこをちょっとお伺いいたします。

- ○議長(夏堀文孝君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(北上隆広君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

包括業務につきましては、まず議員おっしゃったとおり、なかなか募集をかけても応募がない ということがございまして、施設の職員から、どういったことが一番負担になっているかという ことを聞き取りしましたところ、バスの運転業務、これ免許持っている者が2人しかおりません で、その業務が非常に大変だということがございまして、それを軽減したいと思いまして、包括 業務のほうで何とかカバーできないかということで、送迎業務全てをカバーできるものではござ いませんけれども、一応、年間の半分程度はこの運転業務で賄えれば職員の負担を軽減できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

- ○議長(夏堀文孝君) ほかに質疑ありませんか。7番西野耕太郎君。
- ○7番(西野耕太郎君) 今の商工観光課長の説明の、この包括業務のことなんだけども、どこかの会社と契約するような形だと思うんだけども、その会社はもう決まっているのかどうか、名前まではあれなんですけども、例えば個人の方を、大型の2種か何かを持ってる人を頼むんだと思うんだけれども、個人の方を頼むのか、それとも会社にお願いして派遣してもらうのか、ちょっとそこだけお知らせ願いたいと。
- ○議長(夏堀文孝君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(北上隆広君) 会社のほうに、企業のほうに、派遣会社のほうにお願いして、 人材を確保する予定でございます。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第4、議案第27号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(野月正治君) 議案書の121ページをお開き願います。

議案第27号、令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,496万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,313万4,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

132、133ページをお開きください。

上段、1款1項1目の一般管理費でございますが、包括業務未実施の3か月分112万5,000円を 減額するもので、特定財源の他会計繰入金は、財源として充当しておりました一般会計からの事 務費繰入金を減額するものでございます。

中段、2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございますが、前期高齢者の増に伴い、医療費の療養給付費5,112万4,000円の増。

その下、5目の審査支払手数料でございますが、レセプト二次点検の単価アップにより13万 1,000円の増。

下段、2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございますが、医療給付と同様に、前期高齢者の増に伴い、高額療養費2,227万6,000円の増でございます。

次に、134、135ページをお開きください。

上段、3款1項1目の一般被保険者医療費給付費分から、3段目の、3款3項1目の介護納付金分まででございますが、国保保険基盤安定負担金の確定によって、特定財源と一般財源を財源 更正するものでございます。 下段、5 款 1 項 1 目の特定健康診査事業費でございますが、保健事業完了に伴い、特定健診の 受診者減少分78万6,000円の減額。

続きまして、136、137ページの2段目、5款2項1目の疾病予防費でございますが、同じく保健事業完了に伴い、人間ドックの受診者の増加分6万5,000円の増額でございます。

下段、8款2項1目の直診施設勘定繰出金でございますが、医療センターの医療機器が特別調整交付金の対象となったため、328万3,000円の増。特定財源として県の特別調整交付金を充当するものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

128、129ページにお戻りください。

上段、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、2,987万7,000円の増。

中段、3款1項1目の保険給付費等交付金でございますが、1節保険給付費等交付金の普通交付金は、医療費の増に伴い7,340万円の増額。

以下、今回の補正予算の財源として充当される特定財源につきましては、歳出で説明したとおりでございます。

次に、130、131ページをお開きください。

5款2項1目財政調整基金繰入金は、財源の不足分を国保特別会計の財政調整基金から繰り入れるものでございますが、国保税収と県補助金の増及び歳出総額に応じて、財政調整基金繰入金を3,065万3,000円減額するものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第27号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第5、議案第28号「令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(戸室正樹君) 議案書の139ページをお開き願います。

議案第28号「令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1億238万9,000円を減額し、保険事業勘定の 予算の総額を28億7,784万7,000円とし、また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から 65万9,000円を減額し、介護サービス事業勘定の予算の総額を473万円とするものでございます。 初めに保険事業勘定からご説明いたしますので、154、155ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

上から2段目になりますが、1款3項2目認定調査等費でありますが、要介護・要支援の認定申請件数の実績見込みによりまして、11節役務費の各種手数料、こちらは主治医の意見書作成手数料になりますが、103万7,000円及び12節要介護・要支援認定調査委託料90万2,000円の、合わせて193万9,000円を減額するものであります。

下段の2款1項1目介護サービス等諸費でありますが、介護保険サービスの給付費を2億473万2,000円減額するものでありまして、主な理由としましては、説明欄の一番上になりますが、居宅介護サービス給付費を1億1,612万6,000円減額するほか、156、157ページになりますが、町内で休止した事業所があること、また利用者数の減などによりまして、説明欄2段目の地域密着型介護サービス給付費を4,654万4,000円減額するものであります。

158、159ページをお開き願います。

上段の2款1項5目特定入所者介護サービス等費でありますが、昨年8月の制度改正によりまして対象者数が減少したことから、1,253万2,000円を減額するものであります。

その下の6目介護予防サービス等諸費は703万1,000円を減額するものでありますが、利用者数の減に伴い、説明欄の一番上になりますが、介護予防サービス給付費が403万3,000円、その下の地域密着型介護予防サービス給付費が312万7,000円、それぞれ減額となることが主な理由でございます。

160、161ページをお開き願います。

下段の3款2項2目地域介護予防活動支援事業費の18節負担金補助及び交付金でありますが、 ご近所ふれあいサロンの開設に当たり、自宅などをサロン会場とする場合に、段差を解消したり、 手すりをつけたりといった拠点整備に係る費用についても助成しているわけでありますが、年度 内においてこの拠点整備費の助成実績が見込まれないことなどから、207万1,000円を減額するも のであります。

164、165ページをお開き願います。

下段の4款基金積立金でありますが、1億3,791万1,000円を増額するものでありますが、保険事業勘定の収支の決算見込みによりまして、第1号被保険者の保険料の充当残額が見込まれることから、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

歳出の主な補正は以上でございますが、これらのほかに、給付費や事業費の決算見込みに基づきまして不用額の減額補正等を行っているほか、充当される特定財源につきましても所要の補正を行っているものでございます。

続きまして、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

146、147ページにお戻り願います。

上段の1款保険料でありますが、第1号被保険者保険料の収入見込みによりまして、1節特別 徴収保険料を1,141万8,000円増額し、2節普通徴収保険料を498万円減額するものであります。

中段の3款から、148、149ページになりますが、5款及び7款につきましては、歳出でご説明申し上げましたとおり、国県町などの各負担割合に応じた特定財源の補正を行っているものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明いたしますので、174ページ、175ページを お開き願います。

歳出につきましてご説明いたします。

1款1項1目介護予防支援事業費でありますが、事業費の決算見込みによりまして、各節の予算を減額するものでございます。

また、2款の訪問看護事業費ですが、歳入減に伴う財政内訳更正をするものでございます。 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

172ページ、173ページにお戻り願います。

上段の1款1項介護給付費でありますが、要支援1、要支援2の方の介護予防サービスの計画 作成件数及び訪問看護事業の決算見込み件数に基づきまして、45万4,000円を減額するものでご ざいます。

下段の2款繰入金につきましても、事業の決算見込みによりまして、一般会計からの繰入金を 増額または減額するものであります。

議案第28号の説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。質疑を行います。9番、八木田憲司君。

○9番(八木田憲司君) ページ数は165ページです。4款1項1目の24節積立金ですけども、1 億3,700万ほど積立てになっておりますが、これだけ余剰金が出たということでの積立てだと思うんですけども、介護保険料が昨年ちょっと据置きということで行っておりますが、こういう積立てすることがこれからの介護保険料の査定に対してどの程度影響してくるのか、今度の改正のときに、3年でしたっけか、あれは。そういうときに影響が出るものなのかをちょっとお尋ねいたします。

- ○議長(夏堀文孝君) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(戸室正樹君) お答え申し上げます。

ただいま基金のほうで1億3,791万1,000円積み立てるというご説明をいたしました。これ、実は歳入歳出の予算上の数字でございまして、国や県、当然町もそうですけれども、負担していただくお金というのは概算でもらっております。3年度の決算額が確定した時点で、それぞれの負担割合というものを確定いたしますので、返還金というのが当然生じてまいります。ですので、この1億3,791万円の中からその返還金を除いた額だけを、来年度におきまして積立金のほうに

積み立てるということでございますので、すみませんが、これを満額積み立てるものではないというのはご了承いただきたいというふうに思います。

今後の保険料のことについてですけれども、次の第9期の保険事業、介護保険事業計画によって、向こう3年間でどのぐらいの介護給付費が見込まれるのかという数字を出しまして、最終的にそれを割り返して1人当たり幾らの保険料というものを計算してまいります。当然、若干高くなることは予想されますけれども、あまりにも町民の負担が大きくならないような基金の使い方をしていければいいのかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長(夏堀文孝君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- ○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
- ○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第28号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第6、議案第29号「令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(野月正治君) 議案書の179ページをお開き願います。

議案第29号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明申 し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ651万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,588万2,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

188、189ページをお開きください。

上段1款1項1目の一般管理費でございますが、委託料は健診受診者数の減による57万2,000円、備品購入費はシステム常設事業の完了による11万5,000円、合わせまして68万7,000円を減額するものでございます。

中段、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、事業費の確定による保険基盤安定負担金242万9,000円を減額するものでございます。

下段、4款1項1目の保健事業費でございますが、事業に要する人件費とパンフレット印刷製本費など340万1,000円の減額でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

186、187ページにお戻りください。

上段、1款1項の後期高齢者医療保険料につきましては、1目特別徴収保険料と、その下、2目普通徴収保険料の最終調定見込みによりまして、550万7,000円の増でございます。

2段目の3款1項1目の一般会計繰入金につきまして、保険基盤安定繰入金は、負担金額の決定により242万9,000円の減、その下の事務費等繰入金は、当該事業に要する費用に充てるため一般会計から繰り入れるものですが、上から3段目、6款1項1目の広域連合健診委託金の確定による92万7,000円の減と、4段目、6款2項1目の広域連合保健事業委託金の220万5,000円の減及び歳出総額の減額に応じて646万3,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第29号は原案のとおり可決されました。 ここで11時10分まで休憩します。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第7、議案第30号「令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長(岩間雅之君) それでは、議案書の191ページをお開き願います。 議案第30号「令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

第2条でございます。令和3年度南部町病院事業会計補正予算第4条に定めております収入、 第1款資本的収入第1項企業債を330万円減額し、第3項繰入金に330万円を増額する予算の組替 えを行うものでございます。 193ページをお開き願います。

令和3年度南部町病院事業会計補正予算説明書によりご説明申し上げます。

表の下段、資本的収入、第1款3項1目国保事業勘定繰入金は、エックス線CT診断装置の購入に国民健康保険直営診療施設交付金330万円が交付されることから増額し、表の上段、1款1項1目企業債を330万円減額するものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- ○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
- ○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第8、議案第31号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正 予算(第3号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(松橋悟君) 議案書の197ページをお開き願います。

議案第31号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の総額から1,887万2,000円を減額し、予算総額を4億329万6,000円とするものでございます。

第2条は継続費の補正。

第3条は繰越明許費の設定。

第4条は地方債の補正でございます。

初めに、継続費の補正についてご説明申し上げます。

201ページをお開き願います。

第2表、継続費の補正でございます。

上段の1款1項公共下水道事業会計、地方公営企業法適用に係る固定資産調査につきましては、業務委託料の確定に伴い、総額1,140万円から626万4,000円を減額し、総額を513万6,000円とするものでございます。これにより、年割額につきまして、令和3年度及び令和4年度、それぞれ570万円から313万2,000円を減額し、256万8,000円とするものでございます。

中段の2款1項あかね浄化センター土木設備工事につきましては、令和3年度分の土木工事費の確定による補正と、令和4年度及び令和5年度それぞれの年割額に、建築機械設備、電気設備工事に係る事業費を継続費に組み入れることに伴う補正でございます。

内容は、事業名をあかね浄化センター建設事業に変更し、総額4億5,400万円に9億1,607万9,000円を増額し、総額を13億7,007万9,000円とするものでございます。これにより、年割額につきまして、令和3年度は1億6,400万円に2,589万3,000円を増額し、1億8,989万3,000円とするものです。令和4年度は2億9,000万円に2億4,138万5,000円を増額し、5億3,138万5,000円とするものです。令和5年度は6億4,880万1,000円を新たに追加するものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げます。

下段の第3表、繰越明許費でございますが、南部処理区の下水管渠新設整備費1,700万円と、あかね処理区の下水管渠改築整備費900万円の合計2,600万円を繰り越すものでございます。なお、あかね処理区の下水管渠改築整備費につきましては、国の第1次補正予算に対応し、本補正予算へ計上し、前倒しで実施するものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明申し上げます。

202ページをお開き願います。

第4表、地方債の補正でございますが、上段の公共下水道整備事業債につきましては、建設事業費の確定により限度額を3,930万円減額し、1億1,770万円とするものでございます。

下段の公営企業会計適用債につきましては、地方公営企業法適化移行事業費の確定により、限度額を320万減額し、250万円とするものでございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

208、209ページをお開き願います。

1款1項1目施設管理費でございますが、413万2,000円を減額し、4,861万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、地方公営企業法適化移行事業費の確定により、12節委託料313万2,000円と、施設管理費の精査に伴う12節委託料100万円をそれぞれ減額するものでございます。

2款1項1目公共下水道建設費でございますが、1,474万円を減額し、2億8,494万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、共済組合負担金の確定に伴う4節共済費3万円の増額と、国の第1次補正に伴う、あかね処理区の下水管渠改築整備費900万円及びあかね浄化センター土木工事施工監理費623万円を合わせまして、12節委託料1,523万円の増額と、南部処理区の建設事業費の精査に伴い14節工事請負費3,000万円を減額するものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

206、207ページにお戻り願います。

3款1項1目下水道事業国庫補助金でございますが、350万円を増額し、1億2,650万円とする もので、国の第1次補正に伴う防災安全社会資本整備交付金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、1,502万7,000円を増額し、1億3,115万6,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

6款1項1目雑入でございますが、510万1,000円を増額し、510万2,000円とするもので、令和 2年度分の消費税確定申告による還付金でございます。

7款1項1目下水道事業債でございますが、第4表の地方債補正のとおり、4,250万円を減額し、 1億2,020万円とするものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第9、議案第32号「令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第2号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(松橋悟君) 議案書の211ページをお開き願います。

議案第32号「令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から3,576万7,000円を減額し、予算総額を2億2,819万3,000円とするものでございます。

第2条は継続費の補正。

第3条は地方債の補正でございます。

初めに、継続費の補正についてご説明申し上げます。

214ページをお開き願います。

第2表、継続費の補正でございます。

1款1項農業集落排水事業会計、地方公営企業法適用に係る固定資産調査につきましては、業務委託料の確定に伴い、総額1,300万円から713万4,000円を減額し、総額を586万6,000円とするものでございます。これにより、年割額につきまして、令和3年度及び令和4年度それぞれ650万円から356万7,000円を減額し、293万3,000円とするものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明申し上げます。

第3表、地方債の補正でございますが、公営企業会計適用債につきましては、地方公営企業法 適化移行事業費の確定により限度額を360万円減額し、290万円とするものでございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

220、221ページをお開き願います。

1款1項2目施設管理費でございますが、3,576万7,000円を減額し、8,091万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、地方公営企業法適化移行事業費の確定により356万7,000円の減額。施設管理業務費の精査により600万円の減額。県道櫛引上名久井三戸線道路改良工事埖渡校区において、県土を占有している下水管渠の移設予定区間の県道改良工事が行われなかったため、移設できなかったことに伴う移設工事の施工監理業務費400万円を減額するもので、12節委託料、合わせて1,356万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、14節工事請負費ですが、12節委託料の施工監理業務費の減額理由と同じく、下水管渠の移設予定区間の県道改良工事が行われなかったことに伴い、全額、1,800万円を減額するものでございます。

また、令和3年度消費税中間申告納税額の確定により、26節公課費を420万円減額するものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

218、219ページにお戻り願います。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、1,748万5,000円を減額し、1億7,916万4,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

5款1項1目雑入でございますが、1,468万2,000円を減額し、191万8,000円とするもので、歳 出の際にご説明いたしました県道櫛引上名久井線道路改良工事埖渡工区において、県土を占有し ている下水管渠の移設予定区間の改良工事が行われなかったことにより、移設工事に対する県か らの物件移転補償費を行われなかったことによるものでございます。 6款1項1目下水道事業債でございますが、第3表の地方債補正のとおり360万円を減額し、 290万円とするものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第10、発委第1号「ロシアによるウクライナへの侵略に対して抗議する決議」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

(議会運営委員長 馬場又彦君 登壇)

○議会運営委員長(馬場又彦君) 発委第1号「ロシアによるウクライナへの侵略に対し抗議する決議」についてご説明いたします。

2月24日、ロシアは国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへ侵攻しました。この行為

は国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であります。 力を背景とした一方的な現状変更をしようとする軍事侵攻は、明白な国際法違反であり、断じて 容認することはできません。さらに、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ現地在留邦人は、 緊迫した状況の中、安否確認の対応に追われるなど厳しい状況に置かれています。

本決議は、国際秩序への挑戦とも言える今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、南部町議会として抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時攻撃を停止し、完全撤退を求めるものであります。

また、政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と連携し、毅然 たる態度でロシアに対して迅速かつ厳格な制裁措置を取るよう、強く要請するものであります。 以上、提案理由の説明といたします。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

お諮りします。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認め、直ちに採決することにします。 発委第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 発委第1号は原案のとおり可決されました。

.....

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第11、発議第1号「水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。1番、工藤愛君。

(1番 工藤 愛君 登壇)

○1番(工藤愛君) 水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書をご 説明いたします。

米をめぐっては、近年の人口減少や、いまだ続くコロナ禍で、厳しい需給環境に置かれています。この状況の改善を図るため、国の政策に賛同した全国の現場生産者は、大規模な作付転換が 進められてきました。

このような中で、今回、水田活用の直接支払交付金の見直しが国から示されました。急激な見直しは、これまで培われてきた農業、農村施策や、農業者の営農に大きな影を落としかねません。

よって、国は今回の見直しについて、まずは現場の農業者に十分な説明を行いつつ、見直しに よる影響について地方自治体と連携して検証を行い、生産現場への大きな混乱や営農断念が生じ ないよう、適切かつ慎重な対応を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。以上で、説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

お諮りします。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認め、直ちに採決することにします。発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長(夏堀文孝君) 日程第12「常任委員会報告」を議題とします。 本案は、配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。 説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。 質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査及び審査

○議長(夏堀文孝君) 日程第13「委員会の閉会中の継続調査及び審査の件」を議題とします。 本案は、配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会 中の継続調査及び審査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査及び審査をすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。本日、町長から議案第33号「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第34号「令和4年度南部町一般会計補正予算(第1号)」、議案第35号「南部町副町長の選任について」、議案第36号「南部町教育委員会教育長の任命について」、議案第37号「南部町教育委員会委員の任命

について」、議案第38号「南部町農業委員会委員の任命について」、議案第39号「人権擁護委員の候補者の推薦についての議案7件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第33号から議案第39号までの議案7件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。 ここで、会議資料配付のため、暫時休憩します。

(午前11時37分)

○議長(夏堀文孝君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程はお手元に配付のとおりです。

(午前11時38分)

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第1「町長追加提出議案提案理由の説明」を求めます。町長。(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、本日追加提案いたしました議案7件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第33号「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、消防団への入団促進と団員としての継続的な活動を後押しすることを目的として、年額報酬を引き上げるなど、団員の処遇を改善するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号「令和4年度南部町一般会計補正予算(第1号)」でありますが、先ほどご 説明いたしました、消防団員の処遇改善に係る経費を計上することとし、歳入歳出予算の総額に 1,485万8,000円を追加し、予算の総額を112億8,485万8,000円とするものであります。

なお、条例改正案と補正予算案を追加提案した理由は、普通交付税算定上の基準となる報酬額について、国からの提示が予算書印刷後であったこと、また、地方自治法の規定により、条例改正が新たに予算を伴うこととなるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は議会に提出してはならない、ということから、新年度予算を可決いただいてからの提案となったものでございます。そして、処遇改善については、令和4年度に普通交付税措置を受けるためには、年度内の条例改正が必要であったことから、追加提案とさせていただいたものであります。

次に、議案第35号「南部町副町長の選任について」でありますが、令和4年4月4日をもって 任期満了となります副町長の選任について、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求 めるものであります。

副町長として選任する方は、再任の方でありまして、住所、南部町大字上名久井字●●●番地 ●、氏名、佐々木俊昭氏、昭和●年●月●日生まれであります。

選任する佐々木氏は、現副町長であり、清廉謹直で、行政全般に関し優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め、引き続き副町長に選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和4年4月5日から令和8年4月4日までの4年間であります。 次に、議案第36号「南部町教育委員会教育長の任命」についてでありますが、令和4年3月31日をもって任期満了となります教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育長として任命する方は、再任の方でありまして、住所、八戸市大字白銀町字●●●番地●、 氏名、高橋力也氏、昭和●年●月●日生まれであります。

任命する高橋氏は、現教育長であり、人格が高潔で、教育行政に関し優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め、引き続き教育長に任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であります。 次に、議案第37号「南部町教育委員会委員の任命について」でありますが、令和4年4月4日 をもって任期満了となります教育委員会委員1名の任命について、地方教育行政の組織及び運営 に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員として任命する方は、新任の方でありまして、住所、南部町大字平字●●●番地●、氏名、

小萩沢公子氏、昭和●年●月●日生まれであります。

任命する小萩沢氏は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め、 教育委員に任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和4年4月5日から令和8年4月4日までの4年間であります。 次に、議案第38号「南部町農業委員会委員の任命について」でありますが、令和4年3月31日 をもって任期満了となります農業委員会委員16名の任命について、農業委員会等に関する法律第 8条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

まずは、応募等による農業委員として任命する方々でありますが、住所、南部町大字椛木字● ●●番地●、氏名、山田憲幸氏、昭和●年●月●日生まれ、再任でございます。同じく、住所、 南部町大字苫米地字●●●番地●、氏名、夏堀健一氏、昭和●年●月●日生まれ、新任でござい ます。同じく、住所、南部町大字片岸字●●●番地●、氏名、夏坂元一朗氏、昭和●年●月●日 生まれ、新任でございます。同じく、住所、南部町大字福田字●●●番地●、氏名、三浦恵美子 氏、昭和●年●月●日生まれ、再任でございます。同じく、住所、南部町大字上名久井字●●● 番地●、氏名、石橋薫氏、昭和●年●月●日生まれ、再任でございます。同じく、住所、大字剣 吉字●●●番地●、氏名、川守田雄一氏、昭和●年●月●日生まれ、再任でございます。同じく、 住所、南部町大字下名久井字●●●番地●、氏名、河守田雄一氏、昭和●年●月●日生まれ、再 任でございます。同じく、住所、南部町大字鳥谷字●●●番地●、氏名、中村文男氏、昭和●年 ●月●日生まれ、再任でございます。同じく、住所、大字下名久井字●●●番地●、氏名、工藤 信仁氏、昭和●年●月●日生まれ、再任でございます。同じく、住所、大字斗賀字●●●番地●、 氏名、梅内道子氏、昭和●年●月●日生まれ、新任でございます。同じく、住所、南部町大字相 内字●●●番地●、氏名、佐々木一雄氏、昭和●年●月●日生まれ、再任でございます。同じく、 住所、南部町大字赤石字●●●番地●、氏名、赤石敏文氏、昭和●年●月●日生まれ、再任でご ざいます。同じく、住所、南部町大字小向字●●●番地●、氏名、堀内重男氏、昭和●年●月● 日生まれ、再任でございます。

以上の13名であります。

次に、各団体からの推薦による委員として任命する方々は、青森県農業共済組合南部支所から推薦されました、住所、南部町大字沖田面字●●●番地●、氏名、佐々木正義氏、昭和●年●月●日生まれ、新任でございます。福地土地改良区から推薦されました、住所、南部町大字高橋字●●番地●、氏名、高橋勝敏氏、昭和●年●月●日生まれ、新任でございます。八戸農業協同組合から推薦されました、住所、南部町大字斗賀字●●●番地●、氏名、佐々木徳志氏、昭和●

年●月●日生まれ、新任でございます。

以上3名、合わせて合計16名の方々であります。

任命する方々は、いずれも農業に関する優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適 任者として認め、任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であります。 次に、議案第39号「人権擁護委員の候補者の推薦について」でありますが、令和4年6月30日 をもって任期満了あるいは退任する人権擁護委員3名の後任の委員の国への推薦について、人権 擁護委員法第6条の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方々は、住所、南部町大字苫米地字●●●番地●、氏名、夏堀佐枝子氏、昭和●年●月●日生まれ、再任でございます。同じく、住所、南部町大字鳥舌内字●●●番地●、氏名、日渡文雄氏、昭和●年●月●日生まれ、再任でございます。同じく、住所、南部町大字埖渡字●●●番地●、氏名、川守田良修氏、昭和●年●月●日生まれで、新任でございます。

以上の3名の方々でございます。

推薦する方々は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め、推薦 いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間であります。 以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何とぞご議決、ご同意を賜りま すよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(夏堀文孝君) 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第2、議案第33号「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(久保田敏彦君) 先ほどお配りいたしました議案書の一番最後に添付してあります説明資料をご覧いただきたいと思います。

議案第33号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、消防団への入団促進を図るとともに、団員として持続的な活動を後押し することを目的として、団員の処遇改善を図るため、所要の改正を行うものであります。

内容でございますが、年額報酬につきましては、団長の5 π 2,600円を8 π 2,500円に、副団長の3 π 9,500円を6 π 9,000円にするなど引上げ、出動報酬につきましては、これまでの1回につき1,500円を、災害の場合は4時間以上を8,000円、4時間未満を3,500円に、警戒及び訓練等の場合はこれまでと同様の1,500円にするもので、施行日は令和4年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。11番、工藤正孝君。

○11番(工藤正孝君) 今回のこの条例の制定について深く理解をしております。ただ1点だけ、 報酬が変わっていくと、退団するときの年数によっては退職金が支払われると思いますけれども、 そっちの数字のほうも変わっていくのでしょうか。

- ○議長(夏堀文孝君) 総務課長。
- ○総務課参事(久保田敏彦君) 申し訳ございません、今、その退職金についてはまだ把握して ございませんでした。また後で調べてご報告したいと思います。
- ○議長(夏堀文孝君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第33号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第3、議案第34号「令和4年度南部町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) それでは、追加提案の議案書をご準備いただき、9ページをお 開き願います。

議案第34号「令和4年度南部町一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額に1,485万8,000円を追加し、予算総額を112億8,485万8,000円とす るものでございます。

18、19ページをお開き願います。

歳出の補正でございますが、議案第33号でご議決いただいた条例の一部改正に伴い、9款1項 2目非常備消防費の1節報酬に、消防団員の年額報酬引上げに必要となる1,485万8,000円を追加 するものでございます。

なお、出動手当の引上げに係る増額分は、昨日ご議決をいただいた令和4年度当初予算に所要額を計上済みでございます。

ページを戻って、16、17ページをお開き願います。

歳入の補正でございますが、本補正予算の財源として10款1項1目地方交付税に1,485万8,000 円を追加し、対応するものでございます。

議案第34号の説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- ○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
- ○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第4、議案第35号「南部町副町長の選任について」を議題とします。

副町長、佐々木俊昭君に申し上げます。審査の中立、公平性のため、自主退場を求めます。 ※副町長 佐々木俊昭君 退場

○議長(夏堀文孝君) 本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したい と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第35号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第35号は原案のとおり同意されました。 副町長、佐々木俊昭君の入場を求めます。

※副町長 佐々木俊昭君 入場

○議長(夏堀文孝君) ここで、ただいま副町長の選任の同意がなされました、佐々木俊昭君から挨拶をいただきます。

佐々木俊昭君は、ご登壇の上、挨拶をお願いします。

(副町長 佐々木俊昭君 登壇)

○副町長(佐々木俊昭君) ただいま選任の同意をいただき、大変責任を強く感じているところ でございます。

微力ではございますが、町長が掲げております54の公約はもとより、南部町がさらに前進する まちづくりに努めてまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げま す。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(夏堀文孝君) これで、副町長の挨拶を終わります。 昼食の時間ですが続けますか。(聴取不能)じゃ、続けます。 _____

◎議案第36号の上程、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第5、議案第36号「南部町教育委員会教育長の任命について」 を議題とします。

教育長、高橋力也君に申し上げます。審査の中立、公平性のため、自主退場を求めます。

※教育長 高橋力也君 退場

○議長(夏堀文孝君) 本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第36号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。議案第36号は原案のとおり同意されました。 教育長、高橋力也君の入場を求めます。

※教育長 高橋力也君 入場

○議長(夏堀文孝君) ここで、ただいま教育長の任命の同意がなされました、高橋力也君から

挨拶をいただきます。

高橋力也君は、ご登壇の上、挨拶をお願いします。

(教育長 高橋力也君 登壇)

○教育長(高橋力也君) 一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、本会議におきまして、議員の皆様から教育長任命のご同意をいただき、引き続き教育長の任に当たることになりました。その重責に大変身が引き締まる思いであります。

現在、南部町の教育には様々な課題があります。学校現場では、現在、小中学校合わせて12校 ある学校を、来年4月には、小学校3校、中学校3校、計6校に統合する準備を進めているとこ ろです。地域によっては統合に反対する意見もありましたが、何とかご了承いただき、今後、統 合校での教育活動及び教育環境の充実、いじめ、不登校、虐待等問題行動の早期発見と防止、登 下校の安全確保等に努めてまいりたいと存じます。

社会教育におきましては、多様な学習機会の拡充とスポーツの振興、聖寿寺館跡を初めとする 町内遺跡の発掘調査成果や文化財等の整備とともに、えんぶり、手踊り等の伝統芸能の保存、継 承にも継続して力を注いでいかなければなりません。

このコロナ禍の中ではありますが、様々な課題解決に向けて、関係諸団体と連携しながら、町 民の負託に応え、少しでも町発展に貢献できますよう微力ながら力を尽くしてまいりたいと考え ております。

今後とも、議員の皆様方のご指導、ご支援をお願い申し上げまして、簡単ではありますが挨拶 といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長	(夏堀文孝君)	これで、	教育長の挨拶を約	佟わります。

◎議案第37号の上程、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第6、議案第37号「南部町教育委員会委員の任命について」を 議題とします。 本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第37号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第37号は原案のとおり同意されました。

◎議案第38号の上程、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第7、議案第38号「南部町農業委員会委員の任命について」を 議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第38号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第38号は原案のとおり同意されました。

.....

◎議案第39号の上程、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第8、議案第39号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を 議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。 (「質疑なし」の声あり)
- ○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第39号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第39条は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了しました。 ここで閉会に当たり、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

〇町長(工藤祐直君) 第107回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月2日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席 をいただき、誠にありがとうございました。

また、各条例案のほか、令和4年度一般会計及び各特別会計の当初予算並びに令和3年度の補 正予算など、慎重審議をいただき、全議案とも原案のとおりご議決賜りましたことに対しまして、 心から御礼を申し上げます。

さらには、追加で提案させていただきました条例案、補正予算、人事案件につきましても、原 案のとおりご議決、ご同意をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

審議の中で、議員各位からいただきました慎重なご意見、ご提言には十分留意いたしまして、 今後の行政運営に役立ててまいりたいと考えております。

さて、東日本大震災の発生から11年の月日が経過しました。ここに、改めまして犠牲者の御霊 に哀悼の意を表したいと存じます。 復興庁の発表によりますと、被災地では、高台への宅地造成や道路、鉄道といったインフラ整備がおおむね完了し、復興の総仕上げの段階にあるとのことでありますが、本年1月現在においても3万9,000人の方々が避難生活を続けられているとのことであります。

心のケアや生きがいづくりといった切れ目のない支援が行き届き、全ての被災者の皆様の心の 復興の総仕上げが1日も早く完了することを心からお祈り申し上げるものでございます。

近年では、災害の記憶を風化させる間もなく、毎年全国各地で自然災害が発生し、被害の程度も激甚化の一途をたどるなど、常に備える態勢が求められております。

当町では、今年度、切迫性が指摘される水害や土砂災害等への対策を強化するとともに、近年の災害からの教訓を踏まえ、当町の防災対策に係る取組や、災害対策基本法の改正などを反映させ、南部町地域防災計画を見直ししたところであり、従来の風水害、地震災害対策に新たに火山災害対策を加えて、防災体制の確立を図ることとしております。

引き続き、自主防災組織等、関係機関との連携の強化や防災訓練を通じた即時対応能力の向上など万全を期してまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

新型コロナの新規陽性者数は、全国的には減少傾向にあるものの、青森県内は高止まりの傾向が続いており、三八圏域においても同様であります。今月6日を期限としていた青森県に対する「まん延防止等重点措置」も21日まで期限が延長されたことに伴い、当町においても、いちょうホールや町民体育館などの施設の利用休止措置を延長したところであります。

現在、国内での感染の主流であるオミクロン株の亜種で、さらに感染力が強いとされるステルスオミクロンの広がりにもさらなる警戒が必要であり、感染の拡大防止や重症化による医療逼迫を招かないためにも、3回目のワクチン接種を加速することが重要であると考えております。

当町における3回目の接種率は、3月9日現在で65歳以上の方々は83%、全体では53%を超えたところであり、引き続き希望される方への接種の働きかけを強化するとともに、5歳から11歳の小児用ワクチンの接種も、保護者の皆様や医療機関等のご理解、ご協力をいただきながら、今月15日から順次接種を行うこととしております。そして何とか感染状況が収束し、春まつり以降のイベントが開催できますことを切に願うものであります。

さて、先月20日に閉幕した北京オリンピック、また、現在開催中のパラリンピックにおける日本選手団の活躍は、コロナ禍にあえぐ日本に喜びと感動を与えてくれました。

こうした中、平和の祭典に水を差すような、ロシア軍によるウクライナへの侵攻は断じて許されるものではなく、先ほど、議員各位の総意により、南部町議会として抗議する決議が可決され

ましたが、私といたしましても、非難の声に賛同するとともに、ロシア軍の即時撤退と外交交渉 による解決を願うものであります。

さて、本議会の冒頭でも申し上げましたように、私の施政の基本は、町民の皆様とのキャッチ ボール対話であります。

そこで得られた貴重なご提言を政策に反映させていただくことはもちろんのこと、自然災害や新型コロナウイルス感染症など、町民の皆様の生活環境を取り巻くあらゆる事態に積極果敢に立ち向かうことのできる町政でありたいと考えているところであり、これまで議員各位のご理解をいただきながら取り組んでまいりました行財政改革を、今後も継続してまいりたいと考えております。

そして、常に町民のために、さらに前進する南部町を創造するべく、新年度予算に計上いたしました一つ一つの事業は、着実に執行し、町民の皆様の負託に職員一丸となってお応えしてまいる所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この冬は積雪も多く、厳しい寒さも続いておりましたが、このところ、日中の陽気に春の訪れ を感じているところであります。

そして、本議会に出席しております、東野成人農林課長、中村貞雄学務課長、佐々木高弘社会教育課長の3名が、今月末日をもって定年退職を迎えることとなります。それぞれ、三十有余年から40年以上の長きにわたり、住民奉仕の精神を堅持し、職務に精励されてきたことに心から敬意と感謝の意をお伝えしたいと存じます。

本当にお疲れさまでございました。また、大変ありがとうございました。

結びになりますが、新年度が災害のない穏やかな1年でありますことをお祈りするとともに、 議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願いを申し上げまして、本定 例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長(夏堀文孝君) 閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、2日の開会以来10日間、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙中にもかかわらずご熱心に審議を賜り、提案なされました令和4年度当初予算を初め、条例の多くの重要案件を全て議了し、また、新型コロナウイルス感染症が懸念される中、無事閉会の運びとなりましたことを議長として深くお礼申し上げます。

また、町長初め理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただき感謝を申し上げます。本議会及び予算特別委員会において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に考慮を図られるとともに、その執行に当たっては適切に運用され、町勢発展のため、一層の努力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、今月末日をもって定年退職を迎えられます、本議会に出席の東野農林課長、中村学務課長、佐々木社会教育課長におかれましては、長い間、行政職員としてのお勤め大変ご苦労さまでございました。自治の柱の一翼を担っていただき、課長の職責を全うされましたことに、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

最後に、理事者並びに議員の皆様方、くれぐれも健康にはご留意され、町勢の発展にご尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

これをもちまして、第107回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後0時20分)

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏 堀 文 孝

署 名 議 員 工 藤 正 孝

署 名 議 員 根 市 勲